

# 史跡多氣北畠氏城館跡 保存管理計画

平成21年3月

津市教育委員会



多気北畠氏城館跡全景



北畠氏館跡上段出入口



# 序 文

豊かな自然環境に恵まれた美杉町多気は、かつて伊勢国司北畠氏の本拠地でありました。その多気を中心であったのが、北畠神社の境内に眠る北畠氏館跡であり、境内に今も残る北畠氏館跡庭園に北畠氏の栄華を偲ぶことができます。

平成8年から行われた北畠氏館跡の学術調査によって、日本最古とされる石垣や戦国武将の館の威容を示す数々の遺構・遺物が発見され、その重要性が明らかになり、平成18年7月には霧山城跡から北畠神社に及ぶ広大な範囲が多気北畠氏城館跡として、国史跡に指定されました。

この貴重な歴史資産を後世に伝えていくことが、私たちに課せられた重要な使命であることから、この保存管理計画書を策定いたしました。本書では史跡の歴史的価値を明らかにするとともに、適切に保存・管理するための基本的な考え方を示し、さらに整備・活用、今後の方針・課題についても触れております。

最後になりましたが、国史跡指定から本書の刊行に至るまで、各分野において御協力をいただきました関係各位に御礼申し上げます。

平成21年3月

津市教育委員会

教育長 佐々木 典 夫

# 例 言

- 1 本書は、津市美杉町多気地内に所在する多気北畠氏城館跡の保護を目的として、発掘調査、整備事業のほか各種事業を計画的に進めていくために、「史跡多気北畠氏城館跡保存管理計画」として作成したものである。
- 2 本書は平成20年度に津市教育委員会が作成した。
- 3 本書の作成については以下の組織・機関のご指導、ご助言を賜った。  
文化庁文化財部記念物課  
三重県教育委員会事務局社会教育・文化財保護室  
三重県埋蔵文化財センター  
津市文化財保護審議会  
多気北畠氏遺跡調査指導委員会
- 4 本書の執筆は、津市教育委員会事務局生涯学習課が行った。ただし、第2章第2節(2)地形環境は立命館大学の青木哲哉氏の所見、同(3)自然環境は三重県環境保全事業団による自然環境調査報告書を要約した。
- 5 史跡内に所在する名勝北畠氏館跡庭園については、別に保存管理計画を作成する。
- 6 「多気北畠氏城館跡」とは、霧山城跡、北畠氏館跡を中心とする国指定史跡の名称であり、「多気北畠氏遺跡」とは、史跡指定範囲を含む広大な面積を有する埋蔵文化財包蔵地の名称である。

# 目 次

|                |    |                     |    |
|----------------|----|---------------------|----|
| 第1章 沿革と目的      | 1  | 第2節 保存管理計画          | 42 |
| 第1節 計画策定の沿革    | 1  | 1 保存管理の方法           | 42 |
| 第2節 計画の目的      | 1  | 2 保存管理基準            | 44 |
| 第3節 指導の体制      | 1  | 3 指定地内の学術調査         | 47 |
| 1 津市文化財保護審議会   | 1  | 4 指定地隣接地の課題         | 47 |
| 2 多気北畠氏調査指導委員会 | 2  | 第4章 整備・活用           | 48 |
| 3 庁内調整会議       | 2  | 第1節 基本的な考え方         | 48 |
| 4 地元住民・地権者     | 2  | 第2節 基本構想            | 48 |
| 第4節 先行関連計画     | 2  | 1 地区区分              | 48 |
| 1 津市総合計画       | 2  | 2 整備方針              | 48 |
| 2 津市教育振興ビジョン   | 2  | 第3節 調査研究計画          | 50 |
| 第5節 関係法令       | 3  | 1 測量調査              | 50 |
| 1 自然公園法        | 3  | 2 資料調査              | 50 |
| 2 森林法          | 3  | 3 発掘調査              | 50 |
| 3 砂防法          | 3  | 第4節 整備・活用計画         | 50 |
| 4 河川法          | 3  | 1 遺構整備              | 50 |
| 5 文化財保護法       | 3  | 2 環境整備              | 51 |
| 第2章 史跡の概要      | 4  | 3 施設整備              | 51 |
| 第1節 指定に至る経過    | 4  | 4 普及・公開             | 51 |
| 1 調査の経過        | 4  | 第5章 今後の方針と課題        | 53 |
| 2 史跡指定等の経過     | 5  | 第1節 多気北畠氏遺跡の中長期調査計画 | 53 |
| 第2節 指定地の状況     | 11 | 1 基本方針              | 53 |
| 1 位置と環境        | 11 | 2 計画調査              | 53 |
| 2 北畠氏館跡の概要     | 27 | 3 追加指定              | 53 |
| 3 霧山城跡の概要      | 32 | 第2節 史跡指定地範囲外の保護     | 53 |
| 4 その他の遺跡       | 32 | 1 多気北畠氏遺跡           | 53 |
| 第3節 維持管理の現状    | 34 | 2 伊勢本街道と町並み         | 55 |
| 1 施設分布状況       | 34 | 3 歴史的景観の保護          | 55 |
| 2 維持管理の現状      | 34 | 4 開発事業との調整          | 55 |
| 第3章 保存・管理      | 40 | 添付資料1 史跡保存管理関連法規    | 57 |
| 第1節 基本的な考え方    | 40 | 添付資料2 現状変更等許可関係書    | 67 |
| 1 基本方針         | 40 |                     |    |
| 2 保存管理対象範囲     | 40 |                     |    |
| 3 構成要素         | 40 |                     |    |
| 4 地区区分         | 40 |                     |    |



## 第1章 沿革と目的

### 第1節 計画策定の沿革

史跡多気北畠氏城館跡の追加・統合・名称変更に伴い、史跡を適切に保存・管理するために保存管理計画の策定が必要となった。指定から計画策定までの経過は以下のとおりである。

|             |                               |
|-------------|-------------------------------|
| 平成18年7月28日  | 文部科学省告示第116号で史跡の統合、追加指定及び名称変更 |
| 平成18年12月28日 | 史跡多気北畠氏城館跡の管理団体申請             |
| 平成19年3月2日   | 多気北畠氏遺跡調査指導委員会                |
| 平成19年7月9日   | 史跡多気北畠氏城館跡の管理団体指定             |
| 平成19年12月26日 | 多気北畠氏遺跡調査指導委員会                |
| 平成20年6月27日  | 津市文化財保護審議会                    |
| 平成20年8月28日  | 多気北畠氏遺跡調査指導委員会                |
| 平成20年11月11日 | 津市文化財保護審議会                    |
| 平成20年12月24日 | 多気北畠氏遺跡調査指導委員会                |

### 第2節 計画の目的

本計画は、史跡多気北畠氏城館跡を適切に保存して次世代へと確実に引き継ぐため、遺跡の本質的な価値とその内容を明確にし、それらを適切に保存・管理していくための基本方針、方法、現状変更等の取り扱い基準等を定めることを主な目的とする。

一方、史跡範囲外での多気北畠氏遺跡の調査は、現在も継続中であり、この成果は今後の史跡の調査、保護活用とも深く関わるものである。

そこで、史跡と有機的に結びつく城下として認識できる多気北畠氏遺跡の範囲、文化的景観にかかる周辺地域をも視野にいたした史跡の保護の指針、調査計画、整備の基本的な構想、活用事業の展開について触れるものとする。

### 第3節 指導の体制

本保存管理計画の策定にあたり、次の方々から指導・助言をいただいた。

#### 1 津市文化財保護審議会

|     |                    |
|-----|--------------------|
| 会 長 | 富田 靖男（元三重県立博物館長）   |
| 副会長 | 酒井 一（三重大学名誉教授）     |
|     | 青山 泰樹（神戸高等学校教諭）    |
|     | 稲本 紀昭（元京都女子大学教授）   |
|     | 上野 秀治（皇學館大学教授）     |
|     | 川北佐平治（株油佐商店会長）     |
|     | 川北要始補（元三重県環境保全事業団） |
|     | 菅原 洋一（三重大学教授）      |



高倉 一紀（皇學館大学教授）  
瀧川 和也（三重県生活・文化部 文化振興室 県史編さんグループ 主査）  
津村 善博（津市立波瀬小学校長）  
八賀 晋（三重大学名誉教授）  
森川 貴司（元津市立黒田小学校長）  
山口 泰弘（三重大学教授）  
吉村 利男（三重県生活・文化部 文化振興室 県史編さんグループ 専門員）

## 2 多気北畠氏遺跡調査指導委員会

委員長 服部 英雄（九州大学大学院教授）  
副委員長 稲本 紀昭（元京都女子大学教授）  
金田 章裕（人間文化研究機構機構長）  
藤澤 良祐（愛知学院大学教授）  
増渕 徹（京都橘大学教授）  
山中 章（三重大学教授）  
渡辺 寛（皇學館大学教授）

## 3 庁内調整会議 政策財務部、商工観光部、建設部、都市計画部、美杉総合支所

## 4 地元住民・地権者 北畠神社、地権者

## 第4節 先行関連計画

本保存管理計画の策定に関連する先行計画として以下のものがある。

### 1 津市総合計画

平成20年3月に津市によって策定された津市総合計画は、計画期間を平成29年度までとして計画の体系を定めている。多気北畠氏城館跡に関連する部分としては、前期の基本計画の重点プログラムの内、歴史と文化の拠点形成プログラムの一つとして多気北畠氏城館跡周辺地区の保全と活用がある。

### 2 津市教育振興ビジョン

平成20年3月に策定された津市総合計画前期基本計画でまちづくりの方向性が示されたことを受けて、「豊かな文化と心を育むまちづくり」を推進する基本的な方針として定めたものであり、歴史的資源の保存と活用の中で文化財の保存と継承として、多気北畠氏城館跡については、歴史的価値の保存・活用を図るため保存管理計画を作成し、その保全を図っている。

## 第5節 関係法令

現在史跡指定地及び周辺では、自然公園法、森林法、砂防法、河川法、文化財保護法による指定がなされていて、以下の規制がある。

## 1 自然公園法

室生赤目青山自然公園第1種特別地域（北畠神社境内地）及び第3種特別地域（境内地以外の山林部分）に指定。建築物・工作物の新築・改築・増築、土地造成等の土木工事、木竹の伐採などに規制がある。（図面上の地域指定）

## 2 森林法

保安林指定。立木の伐採に関しては県知事への届出が必要となるほか、家畜の放牧、下草・落葉・土石・樹根の採取、土地の形質の変更（掘削、盛土等）については県知事の許可が必要。立木の伐採制限や伐採後の植栽の方法等に関しては、保安林に指定される際、森林毎に要件が定められる。



第1-1図 自然公園範囲図

第1-1表 保安林指定地一覧表

| No. | 所在地                | 面積(m <sup>2</sup> ) | 所有者        |
|-----|--------------------|---------------------|------------|
| 1   | 津市美杉町上多気字馬場1149-1  | 11,381.00           | 北畠神社       |
| 2   | 津市美杉町上多気字大宮戸1119   | 4,264.00            | 個人         |
| 3   | 津市美杉町上多気字禁中谷1152-1 | 12,439.00           | 個人         |
| 4   | 津市美杉町上多気字禁中谷1153   | 545.00              | 個人         |
| 5   | 津市美杉町上多気字禁中谷1154-1 | 6,707.00            | 個人         |
| 6   | 津市美杉町上多気字禁中谷1155   | 3,914.00            | 個人         |
| 7   | 津市美杉町八知字峠東6756-5   | 4,306.50            | サン・プラント(株) |

## 3 砂防法

砂防指定地域。砂防指定地内において砂防関係3法に基づき、指定された土地で家を建てたり、木を切ったり、土地を造成するなどの場合、一定規模以上の行為については県知事の許可が必要となる。禁中谷川と大宮戸川の流域が指定地となっている。（図面上の地域指定）

## 4 河川法

八手俣川とその支流の立川川が「保全区域」に指定。河川保全区域内において土地の掘削、盛土又は切土、その他土地の形状を変更する行為や工作物の新築又は改築しようとする場合は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。史跡指定地は指定区域外ではあるが、護岸改修などが指定地内に及ぶ場合に該当する。

## 5 文化財保護法

史跡指定地内では現状変更等の行為が制限され（第125条）、埋蔵文化財包蔵地としての多気北畠氏遺跡については、周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲内における土木工事を実施する場合に届出又は通知義務がある（第93条、94条）。

## 第2章 史跡の概要

### 第1節 指定に至る経過

#### 1 調査の経過

##### (1) 調査のはじまり

北畠氏館跡の調査は昭和57年に始まる。北畠神社の社務所建築に伴う調査で、石列・石組みなどが検出され、遺跡の重要性が知られた。平成3年度から霧山城跡の公有地化に着手し、平成4年度に完了した。同時期、財団法人日本ナショナルトラストによる多気の歴史遺産調査が行われている。平成6年度から7年度の2ヵ年で美杉村<sup>1</sup>の詳細遺跡分布調査を実施し、多気の平地全体に点在する寺院や遺跡を総括して多気北畠氏遺跡とした。



北畠神社

##### (2) 学術調査の開始

平成8年度からは国庫補助事業として本格的な学術調査を開始した。平成8年度は館跡北部で2時期の整地層を確認した。平成9年度は前期の石垣とそれに取り付く出入口が確認され、石垣は中世城館のものとしては国内最古であり、館跡の本質を語る上で重要な発見が相次いだ。平成10年は過去の調査分について国家座標に入れるため、トレンチ調査を5箇所で行った。平成11年度は館跡の北部で整地層を確認した。平成12年度は前期石垣の延長を確認したが、残存状態は良くなかった。

なお、平成13年度は川の対岸に位置する六田館跡の調査を実施している。

##### (3) 史跡指定を目指して

平成14年度から北畠氏館跡の国史跡指定に向けての課題・問題点の解決を目指した調査に着手した。平成14年度は館跡東限の確認を目的として、館跡下段の調査を行った。平成15・16年度は館跡の中心想定部分の確認を目的として北畠神社拝殿北側での調査を行った。

平成17年4月には館跡内部の遺構が良好に残っていることから、美杉村指定史跡「北畠氏館跡及び詰城跡」として指定された。

##### (4) 調査の区切り

平成18年3月には、市町村合併により美杉村から業務を引き継いだ津市から国史跡指定申請書が提出された。平成17年度の調査は館跡上段東端部の石列の確認を行い、これで約10年に及ぶ北畠氏館跡の調査を一旦終え一つの節目を迎えた。

<sup>1</sup> 旧一志郡美杉村。平成18年1月1日に美杉村のほか津市、久居市など安濃郡、一志郡の10市町村が合併して津市となった。

第2-1表 多気北畠氏城館跡発掘調査等一覧表

| 年 度     | 内 容                                              | 成 果 等       |
|---------|--------------------------------------------------|-------------|
| 昭和57年度  | ・北畠氏館跡第1次調査                                      | 石列・石組み等の検出  |
| 平成3～4年度 | ・霧山城跡及び周辺区域の公有地化                                 |             |
| 平成4年度   | ・北畠氏館跡第2次調査<br>・美杉村・多気の歴史遺産調査<br>〔財)日本ナショナルトラスト〕 | 金銅装引手金具の出土  |
| 平成6～7年度 | ・美杉村内遺跡詳細分布調査〔村教委〕                               | 多気北畠氏遺跡の登録  |
| 平成8年度   | ・北畠氏館跡第3次調査                                      | 2時期の整地層確認   |
| 平成9年度   | ・北畠氏館跡第4・5次調査                                    | 石垣と出入口の検出   |
| 平成10年度  | ・北畠氏館跡第6―1～5次調査                                  | 門跡の検出       |
| 平成11年度  | ・北畠氏館跡第7次調査                                      | 整地3・4の確認    |
| 平成12年度  | ・北畠氏館跡第8・9次調査                                    | 石垣の延長確認     |
| 平成14年度  | ・北畠氏館跡第10次調査                                     | 下段の調査、東限の確認 |
| 平成15年度  | ・北畠氏館跡第11次調査                                     | 礎石建物の検出     |
| 平成16年度  | ・北畠氏館跡第12次調査<br>・村指定史跡「北畠氏館跡と詰城跡」を指定             | 礎石建物の検出     |
| 平成17年度  | ・北畠氏館跡第13次調査                                     | 石垣の延長確認     |

## 2 史跡指定等の経過

霧山城跡と北畠氏館跡庭園の史跡指定から多気北畠氏城館跡の追加・統合・名称変更の経過及び管理団体指定などの経過については、以下のとおりである。

昭和11年9月3日 史跡指定告示（文部省告示第314号）

史蹟 霧山城跡

名勝及史蹟 北畠氏館跡庭園

平成17年4月20日 美杉村指定史跡の指定「北畠氏館跡及び詰城跡」

平成18年3月23日 史跡指定申請書の提出（津市）

平成18年5月19日 文化庁文化審議会の答申

平成18年7月28日 史跡指定告示（文部科学省第116号）

史跡 多気北畠氏城館跡（北畠氏館跡・霧山城跡）

従来の霧山城跡、北畠氏館跡庭園の史跡が統合され、周辺地域を追加指定するとともに名称が変更された。この史跡内には名勝北畠氏館跡庭園が含まれる。

平成18年8月31日 北畠氏館跡及び詰城跡の津市指定史跡の解除

平成18年12月28日 管理団体（津市）の申請

平成19年7月9日 管理団体（津市）の指定告示（文化庁告示第16号）

## 【文部省告示より抜粋】

文部省告示第三百十四號

史蹟名勝天然記念物保存法第一條ニ依リ左ノ通り指定ス

昭和十一年九月三日

文部大臣 平生鈆三郎

第一類

| 史 蹟     |                                                  |                                                                                             |
|---------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|
| 名 稱     | 地 名                                              | 地 域                                                                                         |
| 霧山城趾    | 三重縣一志郡多氣村字<br>大宮戸<br>同字上村<br>同字八知村字峠東<br>同八幡村字平淵 | 一一一七番ノ三内實測一段四畝十五歩三勺<br><br>二九〇〇番ノ三内實測四段一畝十七歩七勺<br>六七五六番ノ七内實測二段三畝四歩五勺<br>二七五〇番ノ一五内實測三段一畝七歩三勺 |
| 名勝及史蹟   |                                                  |                                                                                             |
| 名 稱     | 地 名                                              | 地 域                                                                                         |
| 北畠氏館趾庭園 | 三重縣一志郡多氣村大字上<br>多氣                               | 一一四八番北畠神社境内内實測八百四十九坪八<br>合二勺                                                                |

## 【文部科学省告示より抜粋】

文部科学省告示第116号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第109条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を統合するとともに同表中欄に掲げる地域を追加して指定し、その名称を改めて同表下欄に掲げるとおりする。

平成18年7月28日

文部科学大臣 小坂 憲次

| 上 欄     |                 | 中 欄              |                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 下 欄       |
|---------|-----------------|------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 名 称     | 関係告示            | 所 在 地            | 地 域                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 名 称       |
| 霧山城跡    | 昭和11年文部省告示第314号 | 三重県津市美杉町上多氣字牛小場谷 | 1108番、1110番、1111番                                                                                                                                                                                                                                                                         | 多氣北畠氏城館跡  |
| 北畠氏館跡庭園 | 昭和11年文部省告示第314号 | 同 上多氣字摩谷         | 1109番2、1109番23、1116番、1117番1                                                                                                                                                                                                                                                               | 北畠氏館跡霧山城跡 |
|         |                 | 同 上多氣字キリケ谷       | 1112番                                                                                                                                                                                                                                                                                     |           |
|         |                 | 同 上多氣字馬場         | 1113番1、1113番2、1114番、1115番、1120番、1121番、1121番1、1122番、1123番1、1123番2、1124番、1125番1、1126番、1127番1、1128番、1128番1、1129番、1129番1、1130番、1131番1、1131番2、1134番、1135番、1135番1、1136番、1141番1、1141番2、1141番5、1141番6、1141番7、1144番、1145番、1146番、1147番、1148番、1149番、1149番1、1150番、1156番2、1156番3、1156番4、1157番1、1157番2、 |           |

|  |  |             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|--|--|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|
|  |  | 同 上多気字大宮戸   | 1157番3、1161番3、1161番4、1161番5、1161番6、1162番<br>1117番2、1117番3、1117番4、1117番5、1117番6、1117番7、1117番8、1117番9、1117番10、1117番11、1117番12、1117番13、1117番14のうち実測3439平方メートル、1117番15、1117番16、1117番17、1117番18、1117番19、1117番20、1117番21、1117字番23、1117番24、1118番、1119番                                                                                             |  |
|  |  | 同 上多気字シイノキ山 | 1132番、1133番                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |  |
|  |  | 同 上多気字禁中谷   | 1151番、1152番1、1153番、1154番1、1155番                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |  |
|  |  | 同 下多気字上村    | 2897番、2897番1、2898番、2899番、2900番1、2900番2、2900番5、2900番9、2900番10、2900番11のうち実測1852.5平方メートル、2900番12のうち実測4593平方メートル、2901番、2902番、2903番、2904番、2905番、2905番1、2906番                                                                                                                                                                                     |  |
|  |  | 同 奥津字平測     | 2750番47、2750番48、2750番49のうち実測2031.38平方メートル、2750番50のうち実測4136平方メートル、2750番51、2750番52のうち実測4006.47平方メートル、2750番53のうち実測2492平方メートル、2750番54                                                                                                                                                                                                           |  |
|  |  | 同 八知字峠東     | 6756番5のうち実測4306.5平方メートル<br>右の地域に介在する道路敷及び水路敷、三重県津市美杉町上多気字馬場1113番1に東接し同1133番に南接するまでの道路敷、同上多気字馬場1134番に南接する道路敷、同上多気字馬場1136番に東接する道路敷、同上多気字馬場1141番5に北接する道路敷、同上多気字馬場1156番と同1156番3と同1156番4に北接する道路敷、同下多気字上村2900番9と同2900番10に接する水路敷、同上多気字馬場1148番1と同1149番に挟まれる道路敷及び水路敷を含む。<br><br>備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を三重県教育委員会及び津市教育委員会に備え置いて縦覧に供する。 |  |

【文化庁告示より抜粋】

文化庁告示第16号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、それぞれ同表下欄に掲げる地方公共団体を指定する。

平成19年7月9日

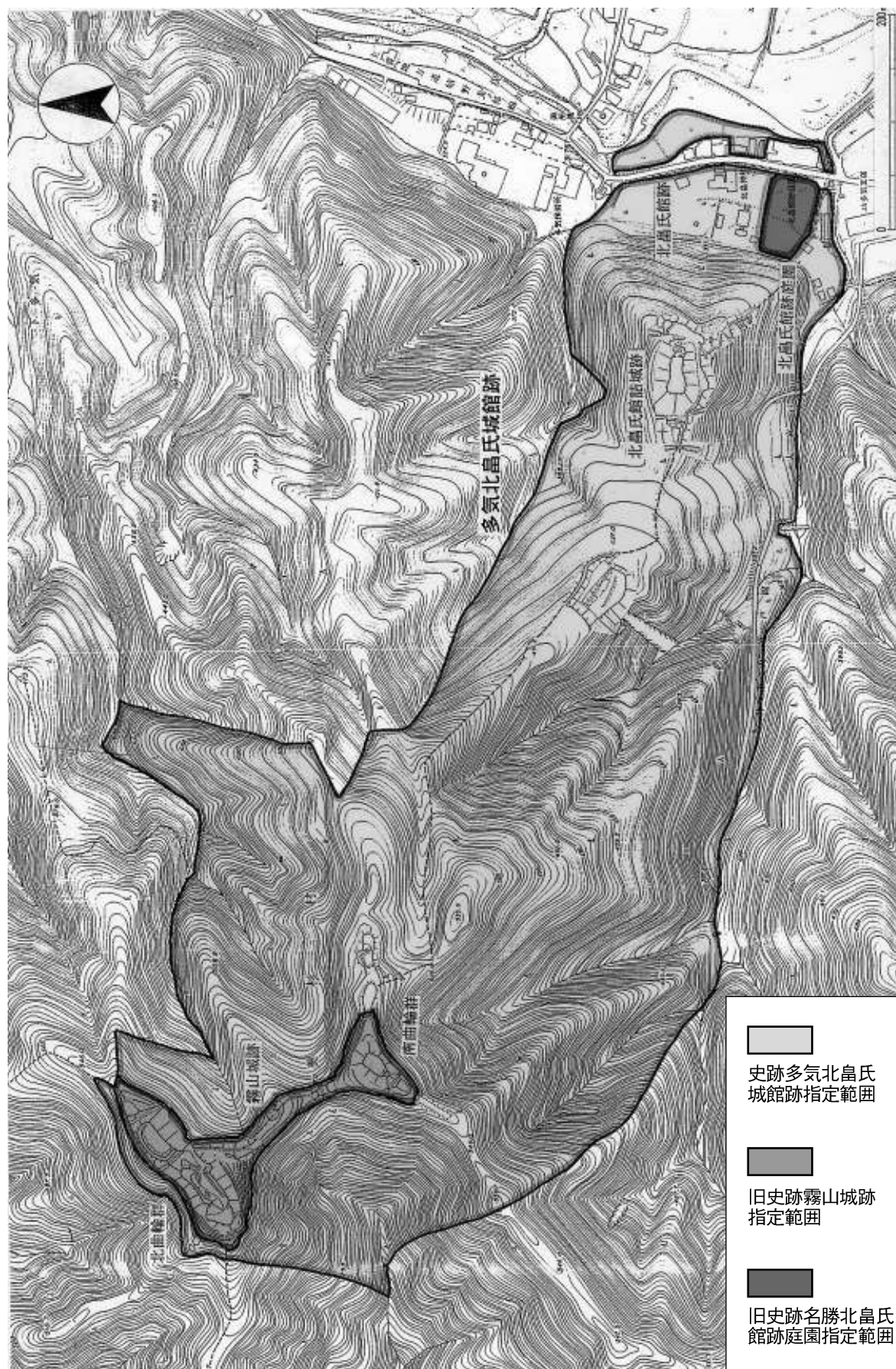
文化庁長官 青木 保

| 上 欄                       |                                        | 下 欄     |
|---------------------------|----------------------------------------|---------|
| 名 称                       | 指 定 告 示                                | 地方公共団体名 |
| 多気北畠氏城館跡<br>北畠氏館跡<br>霧山城跡 | 昭和11年文部省告示第314号及び<br>平成18年文部科学省告示第116号 | 津市（三重県） |



第2-1図 史跡指定位置図





第2-2図 史跡指定範囲図

## 第2節 指定地の状況

### 1 位置と環境

#### (1) 位置

紀伊半島の東部に位置する三重県は、南北に長く約180kmに及ぶ。伊勢湾に面した伊勢・志摩地方は、西を布引山地・鈴鹿山脈が画し、近江地方・伊賀地方との境界をなす。東の海岸部には伊勢平野が南北に広がり、津市はそのほぼ中央部に位置する。

美杉町多気は津市の西南部に位置し、雲出川の最上流、その支流である八手俣川最上流域に展開している。多気地内の多くを山林が占め、八手俣川沿いに河成段丘部分、また谷沿いに田地が広がる。住宅地は北から野登瀬（地区）、白口（地区）、小田（地区）、下之世古（地区）、中之世古（地区）、世古（地区）、上村（地区）、六田（地区）、谷町（地区）、町屋（地区）、立川（地区）、小津（地区）に分散して集落域を形成する。

多気<sup>2</sup>は四方を山地に囲まれた三日月形の盆地であり、多気から他地域に通じる峠は7箇所あり、北から白口峠、比津峠、飼坂峠、仁柿峠、丹生俣では杉峠、ハナススリ峠、庄司峠である。有事の際は峠道を遮断することによって、自然の要害となる地形である。

北畠氏館跡は小盆地状地形のほぼ中央、急峻な山を背にした位置にある。後背の山上には北畠氏館詰城跡があり、そこから尾根伝いに西に進むと霧山城跡にいたる。

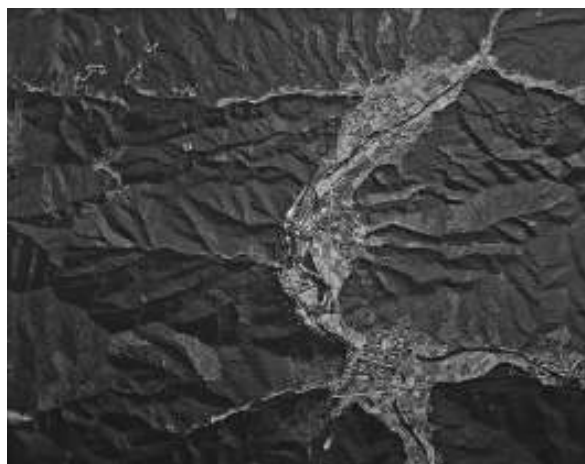
#### (2) 地形環境

本史跡は雲出川の支流である八手俣川上流の盆地に位置する。盆地は山地に囲まれ、周囲には丘陵がみられない。盆地内の平野には河成（河岸）段丘、現氾濫原および支流性扇状地が認められる。

河成段丘は主に八手俣川の本流によって形成された扇状地が段丘化したものである。この段丘は4面に分けられ、本書ではこれらを高位のものから順に段丘Ⅰ～Ⅳと呼ぶことにする。

段丘Ⅰ～Ⅲは更新世に形成されたものであり、最低位の段丘Ⅳは完新世段丘に相当する可能性がある。

段丘Ⅰは八手俣川の右岸に多く分布し、段丘崖の比高は4～5mである。この段丘面には、伝本願寺跡、大蓮寺跡、および伝鎮福利院跡などが立地する。



多気北畠氏遺跡航空写真（垂直）

<sup>2</sup> 行政単位としての「多気」は、下多気地区、上多気地区、丹生俣地区からなり、漆は下多気地区に含まれるが、北畠氏遺跡の所在を表す狭義の「多気」には丹生俣と漆は含んでいない。以下、特に断らない限り、多気は後者の狭義の意味で使用する。

段丘Ⅱは段丘Ⅲより約1.5m高く、北畠氏館跡より上流の八手俣川沿いに分布する。そこには聖光寺がみられる。

段丘Ⅲは比高1.5m前後の段丘崖をもち、とくに北畠氏館跡より下流に広く発達する。また段丘Ⅳは北畠氏館跡より約400m下流の八手俣川沿いで観察され、現氾濫原とおよそ2mの段丘崖で接する。両段丘には北畠氏城下に関連する館跡や寺院跡がみられない。

現氾濫原には扇状地が発達し、それは八手俣川に沿ってわずかな面積で分布する。現氾濫原は八手俣川の現河床より1～2m高く、洪水による冠水の危険性が高い地形である。北畠氏館跡第10次発掘調査で検出された遺構・遺物の時期からみて、その形成は15世紀後半前後に始っていたと考えられる。

支流性扇状地は山麓に発達する小規模な扇状地で、背後の山地から堆積物が供給されてできた地形である。盆地内には、この地形が大きく分けて2面認められ、本報告ではこれらを高位のものを支流性扇状地Ⅰ、低位のものを支流性扇状地Ⅱと呼ぶ。

支流性扇状地ⅠとⅡはともに段丘や現氾濫原と比べて地表傾斜が急である。この地形は八手俣川本流の洪水が及ばない高台にあたり、そこでは後期完新世（5,000年前～現在）に背後の山地から洪水や土石流があまり発生しなかったと考えられる。こうした支流性扇状地には、館跡や寺院跡が数多く立地する。

支流性扇状地Ⅰは段丘Ⅰと傾斜変換線で接し、他の段丘との境には崖（段丘崖）がみられる。これは比較的多く分布し、そこには松月院跡、大正寺跡、伝法光寺跡、伝分寿院跡並びに伝金国寺跡などが立地する。

支流性扇状地Ⅱは段丘Ⅱと傾斜変換線で、また段丘Ⅲ・Ⅳや現氾濫原とは段丘崖で接する。この支流性扇状地も比較的発達がよく、北畠氏館跡、伝福寿院跡、六田館跡、伝光栄寺跡および伝薬師堂跡などが位置する。

北畠氏館跡西側の山地は花崗岩類からなり、その頂上に詰城跡が位置する。この山地の東斜面は極めて急傾斜であり、三角末端面の可能性がある。これは断層地形の一種で、断層は北畠氏館跡付近の山麓を北東―南西方向に延びると推定される。

北畠氏館跡は複合した支流性扇状地上に立地する。これらの扇状地は館跡の北側と南側を流れる八手俣川の小規模な支流によって形成されたものである。2つの扇状地が重なる地点では高度が低くなり、そこでは館を拡張する際に盛土が施されたと考えられる。

### (3) 自然環境

#### ① 植生概要

植物調査範囲内の植生はほとんどがスギ・ヒノキの植林地であり、スギは幹周り130～147cm、樹高約18～25m、ヒノキは幹周り68～128cm、樹高約15～23mである。

林内は落枝、落葉で埋め尽くされており、また、光量も少ないために、下草植生の発達は極めて貧弱である。



多気北畠氏遺跡空中写真（南から）

この林内にはところどころに落葉樹の巨木が残存する。

測定木は次の通りである。(山頂部の巨木は除く)

ヤマザクラ：幹周り183cm、樹高20m余

クヌギ：幹周り128cm、樹高24m余

コナラ：幹周り98cm、樹高16m余

ケヤキ：幹周り203cm、樹高18m余

## ② 植物相

種子植物については、タデ、ヒユ、キンポウゲ、マメ、ウルシ、カエデ、ツツジ、アカネ、シソ、ナス、ゴマノハグサ、キク、ヤマノイモ、イネ、カヤツリグサの各科、シダ植物の各科が見られる。

山麓並びに山頂一体のアカマツ、ヤマザクラ、ソメイヨシノなどの樹幹にはウメノキゴケ (*Parmotrema tinctorum*)、マツゲゴケ (*Rimelia cluvulifera*)、キウメノキゴケ (*Flavopermelia caperata*) などの葉状地衣が着生しているのが確認されている。

また、山麓のウメノキにはアカサルオガセ (*Usnea rubescens*)、アカヒゲゴケ (*Usnea rubicunda*) などのサルオガセ属 (*Usnea*) が着生しており、学術上希少な種ではないが、県内での分布からすれば貴重な情報である。

これらの地衣類は周辺域の大気環境の生物指標として優れている。従ってこれらが生育することは、本地域が大気汚染のない極めて良好な環境下にあると考えられる。

## ③ 哺乳類

ニホンジカをはじめ合計6種の生息を確認したが、ニホンジカについては、相当広範囲で糞や食痕を確認しており、本種にとっての良好な生息環境であることが伺える。史跡指定地外ではあるが、カモシカを目撃例がある。

また、学術上の希少種ではないが、ムササビの糞を確認したことから、本種の良好な生息環境であることも伺え、特記すべき事項であると考えられる。

## ④ 鳥類 (猛禽類を含む)

鳥類相の調査では19種を、猛禽類の調査では18種の鳥類の生息が確認されている。

確認した鳥類はいずれも普通にみられる種であったが、学術上希少とされる種が、猛禽類でハイタカ、クマタカ、ハヤブサの3種、一般鳥類でアオゲラ、アオジの2種確認されている。

アオゲラ、アオジについては、調査範囲の南側の谷筋で確認されており、比較的開けた落葉樹林であった。

一方、猛禽類は調査範囲及びその周辺の広い範囲で確認しており、当該地域がこれら猛禽類の良好な餌場であることが考えられる。

また、猛禽類のうちハイタカについては、繁殖行動とも思われる行動 (ペアでのディスプレイ) が確認されていることから、当該地域またはその周辺での繁殖の可能性も考えられる。

いずれにしても、当該地域が鳥類にとって良好な生息環境であることが考えられる。

#### (4) 社会的環境

多気の人口は、平成19年12月1日現在で1,035人、408世帯である。15年前の平成4年5月末と比較すると、人口が1,282人で約19%の減少、445世帯で約8%の減少である。

主要な交通路として、松阪駅を起点とするJR名松線が美杉町の中央を南北に走り、至近の駅は比津駅と奥津駅で、多気までは比津峠、飼坂峠を越える徒歩1時間程の距離にある。主要道路として八手俣川沿いに県道（主要地方道嬉野美杉線）が延び、津・松阪方面と結ぶ。また、多気南部には国道368号線が東西に延び、松阪・伊勢方面から、関西圏のベッドタウンである名張市を結び、奈良方面への窓口にもなっている。いずれの交通手段を取っても、近隣の都市部まで1時間程度である。

また、近世以来この地域は農林業を基幹産業として発展してきたが、近年では清流を利用した内水面漁業及び地域特産品開発への取り組みなど、地域資源を活かした商業発展を目指している。

#### (5) 歴史的環境

多気は、大和地方、伊賀地方と伊勢地方の中間に位置していて、古くから政治、物流の結節点として栄えるとともに、14世紀半ば以降、伊勢国司北畠氏が本拠を構えた地である。

##### ① 北畠氏入部以前

縄文時代では多気南部の土井沖地区の調査で後期の住居が検出され、続く弥生時代では土井沖地区と小田地区で後期の遺物が出土している。また、小田地区では地区内唯一の古墳が1基確認されていて、古墳時代前期の遺物が小田地区から出土している。

北畠氏が多気に入部する以前の状況については判然としないが、著名な下多気の漆経塚（出土遺物は三重県指定有形文化財）が存在することから、平安時代末期にはある程度の居住が想定されている。また、多気北畠氏遺跡第2次調査（上多気六田地区第1次調査、六田須原遺跡。以下、特に明記しない限り多気北畠氏遺跡内の地区名を示す。）で12～13世紀代の瓦器が出土しており、鎌倉時代頃の人々の営みが窺える。

##### ② 北畠氏入部

北畠氏は村上源氏で、北畠氏と伊勢国との関わりは、北畠親房が延元元年（1336）伊勢国田丸に下向したことからであり、親房の三男顕能が南朝を支える前衛の地盤を固める。顕能は延元3年伊勢国司に補任され、伊勢神宮の外宮欄干度会家行、一福太夫、雅楽入道らと南朝側の中心勢力となる。その後、伊勢守護仁木義長により攻められ、南伊勢の田丸城など各拠点が陥落すると、顕能は長期戦に備え、興国3年（1342）ないし4年に本拠に山間の一志郡多気の地を選び、ここに霧山城と館などを築いたと言われている。

南北朝合一後は、伊勢国司を北朝からも認められ、主として一志、飯高二郡を支配地にしていたが、応永21年（1414）と正長元年（1428）に反乱を起こして鎮圧され、一時領地を没収されたこともある。これ以前から幕府方である北の長野氏とは抗争を繰り返していた。

応仁の乱では東軍に付き、文明3年（1471）から同11年、同18年、永正5年（1507）には伊勢

守護となって幕府体制に入っている。一族には大河内氏(松阪市)、坂内氏(松阪市)、岩内氏(松阪市)、藤方氏(津市)がおり、各地の地侍を家臣としていた。

また、北畠氏が南伊勢支配の拠点とした多気は、「国司在所多気」（『満濟准后日記』）といわれるように、本格的な城下形成が行われていたと思われ、織田信長勢によって滅亡にいたるまで、以後240年間にわたり城下として栄えた。

また、多気の盆地内には北畠氏館跡を中心として広く整備を行った痕跡を現在の地割りでも確認することができる。これらは北畠氏館跡の石垣などの遺構と方位が一致することから、15世紀前半の段階の施工とされている。また、近年の発掘調査では室町時代を通じて遺構が良好に残っていることが確認されており、盆地内に数多く点在する寺院跡などを含めて中世史上屈指の都市遺跡と言える。

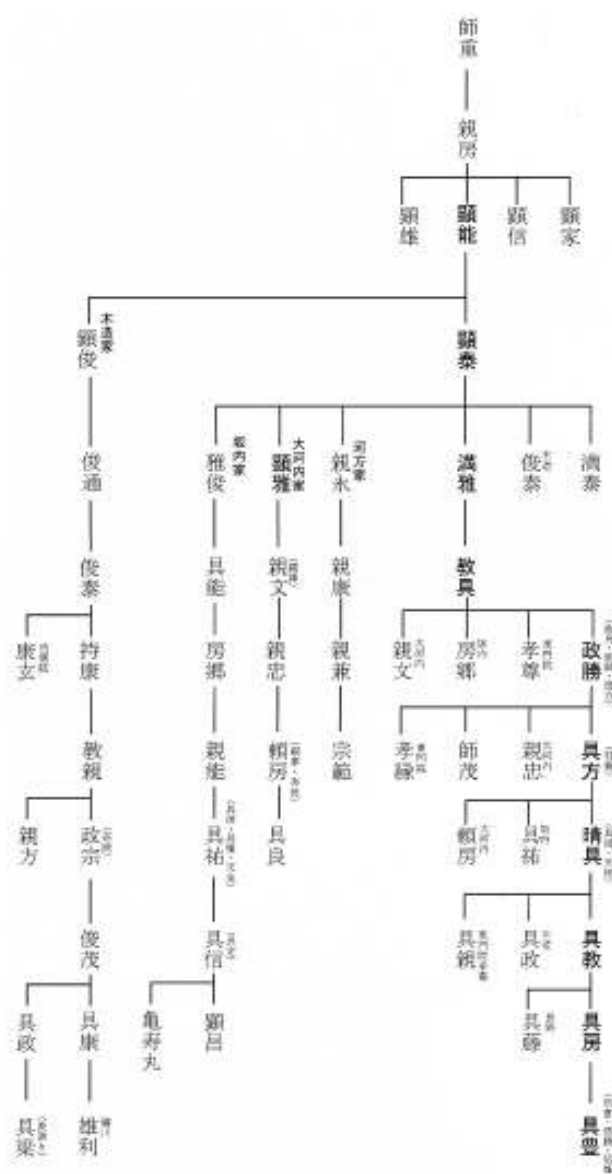
ところで、多気の様子を伝えるものとして多気城下絵図が多数知られてい

る。いずれも近世以降の作図であり、第2-3図 北畠氏系図（第25回三重県埋蔵文化財展『北畠氏とその時代』展示図録より転載）  
 どれほど真実を伝えているのかは不明

である。北畠氏館を中心にそれに関連する寺院や武家屋敷、小規模な屋敷地などが附属した状況を描いていることは類推できる。

一方、往時の北畠氏の勢力範囲は単に多気の地だけに留まらず、およそ伊勢国の一志郡以南の諸地域に及び、一時隣国の伊賀国や大和国の南部もその支配下に治めていたと言われている。

また、京都の公卿や武将の下向もあり、文化人の来訪もあった。大永2年（1522）10月、連歌師宗長が伊勢より初瀬に行く途上多気において連歌の会を催し（『宗長手記』）、同じ頃、門人の宗碩も初瀬より伊勢参宮の途次、多気で国司に對面している（『さののわたり』）。北畠国永の『年代和歌抄』には多気の地名が多数確認される。



第2-3図 北畠氏系図（第25回三重県埋蔵文化財展  
『北畠氏とその時代』展示図録より転載）

### ③ 城下の様子と終焉

多気には北畠氏館跡を中心として館跡や屋敷伝承地が多くある。北畠氏館跡の八手俣川を挟んだ対岸にある六田館跡は、地元で「東御所」とも呼ばれ、館に伴う堀は深さ3mに及び、南側にも堀があることが確認されている。



多気城下絵図（美杉ふるさと資料館）

発掘調査によって北畠氏被官屋敷と特定されたものはないが、有力被官である澤氏の屋敷地に関して、「一 澤家多藝詰屋敷、御屋敷より三丁南川嶋伊予守隣、何レノ屋敷より小高所也、後ハ黒岩山、前ハ川」（『澤氏古文書』）とある。

なお、近世に描かれたものではあるが、様々な「多気城下図」あり、そこには盆地の各所に北畠氏一族と家臣たちの名前、20箇所以上の寺院のほか呉服町、紙屋町、具足町、魚屋町、八百屋町、鍛冶町などと書き込まれている。

ところで、永禄10年(1567)以降、織田信長は北伊勢に侵攻して支配下におさめ、翌年には鈴鹿の神戸氏、安濃の長野氏を下し、同12年には南伊勢を攻略した。具教の居城である大河内城が包囲され、結局信長の次男信雄を北畠氏の養子にすることで和議が成立した。また、天正4年(1576)『信長公記』には、木下藤吉郎らが阿坂城を攻め落とし、滝川一益らが「多気の御殿」と城下を焼き払ったとある。

### ④ 近世の多気

北畠氏滅亡後、多気は織田信雄の支配下に入り、天正12年(1584)以降蒲生氏郷領となり、慶長13年(1608)以降は津藩領、元和5年(1619)以降江戸期を通じて和歌山藩領となる。



多気宿の町並み（西から）

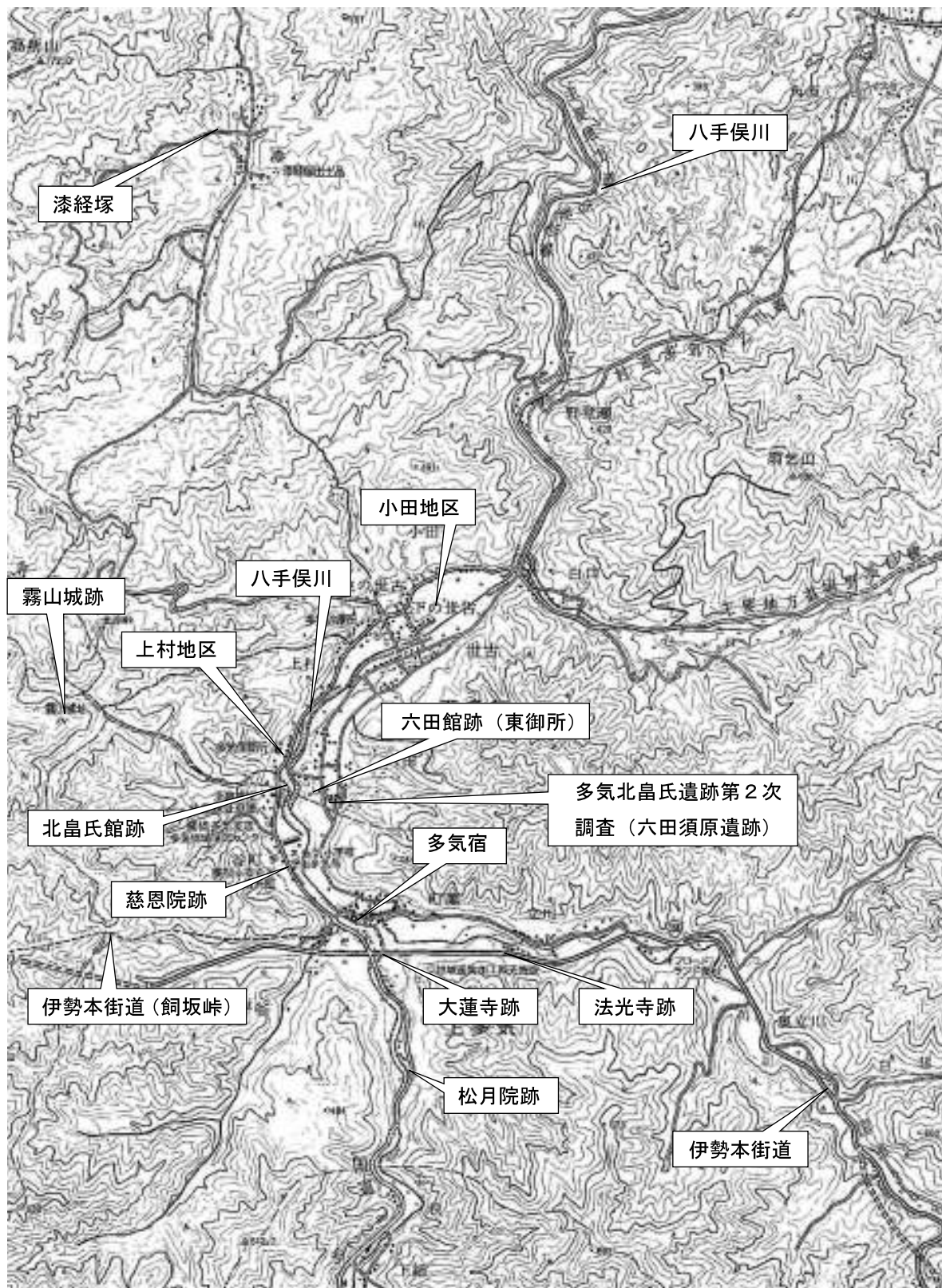
多気の南部を東西に横断する西の飼坂峠から東の仁柿峠へと至る道は、峻険だが大和方面から伊勢参宮するための最短ルートであり、近世以降は「伊勢本街道」の名で知られ（以下、便宜上近世以降の街道名を用いる）、中世以降の紀行文中にも「多気」の名は散見される。

江戸時代にお伊勢参りが盛んになると、伊勢本街道を通り伊勢詣をめざす人々の往来が盛んになり、明治時代末期頃まで、多気は宿場町として大いに賑わった。

### (6) 指定文化財

多気地内には現在指定文化財が6件ある。このうち北畠氏関係の国指定2件以外では、県指定が2件、市指定が2件ある。





第2-4図 関連遺跡等位置図



第2-2表 北畠氏・多気関連表

| 西暦   | 年号         | 国司家                     | 北畠氏の歴史                                                                                    | 発掘の成果(館跡)                                      | 発掘の成果他                             |
|------|------------|-------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------|
| 1336 | 延元元<br>建武3 | 頭<br>泰<br>満<br>雅        | 北畠親房、伊勢入国。田丸城を拠点とする。<br>(『本間文書』・『光明寺文書』)                                                  |                                                |                                    |
| 1342 | 康永元        |                         | 田丸城落城。(『波多野貞夫氏所蔵文書』)                                                                      |                                                |                                    |
| 1392 | 明德3        |                         | 南北朝合一                                                                                     |                                                |                                    |
| 1403 | 応永10       |                         | 北畠関連としての「多気」の史料上の初見。<br>(『醍醐枝葉抄』)                                                         |                                                |                                    |
| 1414 | 応永21       |                         | 北畠満雅、幕府に対して挙兵。幕府軍の勝利に終わり、多気まで攻め込まれるが、満雅は幕府と和議。<br>(『満濟准后日記』)                              |                                                |                                    |
| 1428 | 正長元        | 頭<br>雅<br>教具            | 後龜山天皇の孫小倉宮、伊勢国に出奔。「国司在所多気」の奥、「興津」に入る。(『満濟准后日記』)<br>満雅再び挙兵。(『満濟准后日記』)<br>12月に戦死する。(『師郷記』等) | 北畠氏館跡前期整地と石垣<br>S A 25・28、<br>出入口を造営<br>↑<br>↓ | 霧山城跡は15世紀前半の築城か                    |
| 1430 | 永享2        |                         | 満雅の弟頭雅、満濟、赤松満祐の仲介により將軍足利義教と対面。(『満濟准后日記』)<br>教具、叔父頭雅より家督を継ぐ。(『満濟准后日記』『建内記』)                |                                                |                                    |
| 1441 | 嘉吉元        |                         | 赤松満祐、將軍足利義教を殺害(嘉吉の乱)。赤松氏滅亡、満祐の子教康は伊勢国司を頼るが、これを匿わず、誅殺する。(『建内記』)                            |                                                |                                    |
| 1453 | 享徳2        | 政<br>勝                  | 本格的な神三郡支配に乗り出す。(『氏経卿引付』)                                                                  |                                                | 六田須原遺跡<br>上村地区<br>慈恩院跡             |
| 1467 | 応仁元        |                         | 応仁の乱。將軍足利義政の弟義視、応仁の乱時に伊勢に下向、小倭の常光寺で国司教具と対面。(『応仁記』)                                        |                                                |                                    |
| 1471 | 文明3        |                         | 北畠政勝、父教具の死去により家督を継ぐ。(『内宮引付』『大乘院寺社雑事記』など)                                                  |                                                |                                    |
| 1478 | 文明11       |                         | 伊勢守護罷免。(『大乘院寺社雑事記』)                                                                       |                                                |                                    |
| 1479 | 文明12       |                         | 北伊勢で長野氏と合戦するが、大敗。<br>(『大乘院寺社雑事記』『氏経神事記』)                                                  |                                                |                                    |
| 1489 | 長享3        | 具<br>方                  | 北畠具方、材親に改名。(『歴名土代』)                                                                       | 北畠氏館跡後<br>期整地この後<br>か<br>↑<br>↓                | 六田館跡第1<br>段階整地?<br>法光寺の土壇<br>形成    |
| 1497 | 明応6        |                         | 木造政宗が北畠帥茂(具方の異母弟)と結び反乱。<br>(『大乘院寺社雑事記』『大乘院日記目録』)                                          |                                                |                                    |
| 1499 | 明応8        |                         | 北畠氏の多気館ことごとく焼失する。<br>(『大乘院寺社雑事記』)                                                         |                                                |                                    |
| 1500 | 明応9        | 晴<br>具                  | 多気館再建。(『大乘院寺社雑事記』)                                                                        | 館跡庭園造営<br>と伝えられる                               |                                    |
| 1504 | 永正元        |                         | 幕府・朝廷の調停で木造政宗と和議。(『宣胤卿記』)                                                                 |                                                |                                    |
| 1517 | 永正14       |                         | 父具方の死により国司家を継ぐ。(『浄眼寺文書』)                                                                  |                                                |                                    |
| 1539 | 天文6        | 具<br>教<br>↓<br>天文<br>14 | この頃具教家督を継ぐ。この頃領域を拡大するが、永禄に入り、領域内志摩、宇陀での軍事的緊張高まる。(『澤氏古文書』など) 天文14年ごろまでは晴具が実権を握る            | 石垣SA50造営<br>はこの頃か<br>↑<br>↓                    | 六田館跡第2<br>段階整地<br>松月院跡の石垣<br>この頃か。 |
| 1562 | 永禄5        | ↓<br>具<br>房             | この頃北畠具房家督を継ぐ。(『浄眼寺文書』)<br>ただし大御所具教との二元政権。                                                 |                                                |                                    |
| 1569 | 永禄12       |                         | 織田信長南伊勢に侵攻、天花寺城・阿坂城・大河内城にて北畠具教と戦う。信長の次男茶筌丸(北畠具豊、信雄)を北畠氏の養子とし、和睦。(『信長公記』『多聞院日記』)           |                                                |                                    |
| 1576 | 天正4        |                         | 具教、信長により殺害され、北畠氏滅亡。多気も滅亡か。(『公卿補任』『勢州軍記』など)                                                |                                                | 六田館跡堀の<br>廃棄                       |

平安時代末期の資料ではあるが、漆地区御壺山の漆経塚から、経筒及び和境13面の出土が確認されている。木造地藏菩薩坐像を本尊とする西向院は伊勢国司北畠氏の祈願所でもあったとされ、丹生俣獅子舞も北畠氏の時代より始まったと伝えられる。

また、美杉町地内には国津神社の重要文化財「十三重塔」を始めとする鎌倉・室町時代の石造物が多く存在することでも知られ、石造六地藏笠塔婆もその一つである。

なお、多気地内にある指定文化財は、第2-3表のとおりである。

第2-3表 多気地内指定文化財一覧

| No | 区分 | 種別   | 名称        | 所在地     | 所有者      | 指定年月日     |
|----|----|------|-----------|---------|----------|-----------|
| 1  | 国  | 名勝   | 北畠氏館跡庭園   | 上多気字馬場  | 北畠神社     | 昭和11.9.3  |
| 2  | 国  | 史跡   | 多気北畠氏城館跡  | 上多気字馬場他 | 津市他      | 平成18.7.28 |
| 3  | 県  | 工芸品  | 石造六地藏笠塔婆  | 下多気字世古  | 個人       | 平成12.3.30 |
| 4  | 県  | 考古資料 | 漆経塚出土品    | 下多気字漆   | 漆区       | 昭和27.3.13 |
| 5  | 市  | 無形民俗 | 丹生俣の獅子舞   | 丹生俣     | 丹生俣神楽保存会 | 平成3.2.15  |
| 6  | 市  | 彫刻   | 木造阿弥陀如来坐像 | 下多気字上村  | 西向院      | 平成16.6.8  |

## (7) 埋蔵文化財

旧美杉村では、平成6～7年度に国庫補助事業として村内全域を対象とした埋蔵文化財包蔵地の詳細分布調査を行って、その結果村内で177の遺跡を確認した。

その中でも多気地区には、多くの城館跡、寺院跡、遺物散布地が存在しており、一体的に保護すべきと考え、史跡霧山城跡と名勝及史跡北畠氏館跡庭園を含め、これらの遺跡群を「多気北畠氏遺跡」と総称することとした。

遺跡番号については多気北畠氏遺跡を26とし、内部の個々の館跡、寺院、散布地には枝番号を付した。個々の詳細な内容は、第2-4表のとおりである。

多気ではこれまでに31次にわたる発掘調査が行われている。ここでは過去の発掘調査の調査成果を大きく3つの地区に分けて見ていきたい。ただし、多気北畠氏城館跡については、後述するので割愛する。

### ① 多気中部の調査

六田館跡（遺跡番号26-28、以下枝番号のみを表記。）地元では「東御所」とも呼ばれる。全3回の発掘調査が行われており、館に伴う堀は深さ約3mに及び、地表観察の難しい南側にも堀があることが確認されている。また館本体（曲輪）は2m近い盛土で形成されていることも判明している。盛土は出土遺物から16世紀前葉に形成されていたと考えられる。なお、屋形（館）の主に関しては『寛永諸家系図伝』所収「藤方系図」に「（藤方）朝成刑部大夫居于勢州多気内陸田城」とあるのが参考となろう。

上多気六田地区(19) 北畠氏館跡で検出された石垣（S A25・28）や出入口（階段状遺構）の位置から、東西・南北の幹線道路の想定が行われていた。しかし、多気北畠氏遺跡第27次（上多気六田地区第2次）調査で幹線道路想定地を発掘したところ、明確な道路の

遺構は確認することはできなかった。ただし、この辺りの地割の基軸が前述の幹線道路想定と一致することから、この基軸で付近一帯に屋敷・寺院が計画的に配置されていたものと推察される。北畠氏館跡の石垣の造営時期からも、15世紀中葉頃にはこのような配置がすでに行われていた可能性が高い。

また、六田館跡南側では、多気北畠氏遺跡第2次（上多気六田地区第1次）調査で、16世紀代の掘立柱建物数棟と石組井戸2基が確認されている。

**上村地区(16)** 福寿院東方で行われた多気北畠氏遺跡第6次（上村地区第1次）調査で、16世紀代の掘立柱建物や竈状遺構などが検出され、土師器皿も大量に出土した。

**馬場地区(21)** 北畠氏館跡の南東方で行われた多気北畠氏遺跡第15次（馬場地区第1次）調査では攪乱が著しかったものの、多数の土坑、ピットを確認している。

## ② 多気南部の調査

伊勢本街道が東西に通るエリアで、飼坂峠で奥津と接し、櫃坂峠で仁柿（松阪市飯南町）と、また、すぐ南は丹生俣と接する。

**土井沖地区(30)** 14世紀後葉～15世紀前葉頃の面積約162㎡という非常に大規模な掘立柱建物が検出されている。これは当該時期では旧伊勢国内でも最大級の規模を誇る。他に附属する建物跡2～3棟、柱列2条が確認されている。武家屋敷としてはかなり有力者の屋敷ではないかと、指摘されている。

**大蓮寺跡(32)** 礎石建物跡、掘立柱建物、竈などが検出されている。出土遺物では瓦が多数確認されている。15世紀中葉～後葉の建立と考えられている。多気北畠氏遺跡の寺院は山を背にして造営されることが多いが、大蓮寺跡は平地部にある数少ない寺院の一つである。

**法光寺跡(31)** 「法光寺」の小字が残る。多気北畠氏遺跡第4次（法光寺跡第1次）調査では石列を伴った整地壇が検出され、数点の瓦の出土が確認された。16世紀初頭以前の建立と考えられている。

**伝本願寺跡(41)** 多気北畠氏遺跡第7次（伝本願寺跡第1次）調査、第9次（伝本願寺跡第2次）調査で、14世紀前半前後の土師器皿廃棄土坑と16世紀中葉頃の掘立柱建物・溝が確認されている。14世紀代は北畠氏の多気入部の時期にあたり、この時期の遺構は伝本願寺以外では見つかっていない。

**松月院跡(38)** 大規模な石垣が残存する。また、本堂跡東テラス内の墓地で天文20～23年(1551～54)銘の石造物の存在も指摘されている。多気北畠氏遺跡第9次（松月院第1次）調査では明確な遺構は検出されなかったが、本堂前の空地としての機能が考えられている。

**伝誉永寺跡(42)** 現状では多気北畠氏遺跡の最南端と認識している寺院である。多気北畠氏遺跡第7次（伝誉永寺跡第1次）調査では、断面のみではあるが土坑状の遺構を確認している。

## ③ 多気北部の調査

比津峠で八知と、白口峠で上小川町（松阪市嬉野町）と、多気峠で下之川と接する。

小田地区(4) 西向院前で発掘調査が行われており、16世紀後葉と考えられる寺院跡に付属する鋳造関連屋敷跡が確認されている。また、東西方向の道路側溝も確認されている。他の部分でも掘立柱建物が検出されている。

世古地区(9) 幅の狭い調査区であるが、工房跡と考えられる円形土坑群や屋敷跡が検出されている。また、15世紀末～16世紀前半の土師器皿廃棄土坑なども検出されている。

下多気六田地区(10) わずかな調査面積ではあるが、多数のピットが検出されている。また、旧流路跡も検出している。

第2-4表 多気北畠氏遺跡詳細一覧表

| 遺跡番号  | 種別    | 遺跡名        | 所在地                 | 地目     | 時代     | 規模・現状・遺構                 | 遺物                    | その他            |
|-------|-------|------------|---------------------|--------|--------|--------------------------|-----------------------|----------------|
| 26    |       | 多気北畠氏遺跡    | 多気地内                | 山林、水田他 | 室町     |                          |                       |                |
| 26-1  | 寺院跡   | (伝金国寺跡)    | 下多気字中之世古            | 山林     | 室町     | 南北約70m×東西約63m、東端部に土壇と石積み | 土師器、陶器                | 北畠氏の菩提寺という伝承あり |
| 26-2  | 社跡    | (伝金生明神跡)   | 下多気字中之世古            | 山林     | 室町     |                          |                       |                |
| 26-3  | 古墳    | (小田古墳)     | 下多気字中之世古            | 山林     | 古墳     | 円墳、横穴式石室                 |                       | 半壊             |
| 26-4  | 遺物散布地 | (小田地区)     | 下多気字下之世古、中之世古、耕作、上村 | 水田、畑地  | 平安末～室町 |                          | 土師器、山茶碗、瓦器、天目茶碗、陶器、磁器 | 平成7年度発掘調査(県道)  |
| 26-5  | 寺院跡   | (伝分寿院跡)    | 下多気字中之世古            | 水田     | 室町     |                          |                       |                |
| 26-6  | 寺院跡   | (伝薬師堂〔寺〕跡) | 下多気字上村              | 水田     | 室町     |                          | 土師器、陶器                |                |
| 26-7  | 寺院    | (西向院)      | 下多気字上村              | 宅地(寺院) | 室町     | 無縫塔、五輪塔、宝篋印塔             |                       |                |
| 26-8  | 遺物散布地 | (白口地区)     | 下多気字白口              | 水田     | 鎌倉～室町  |                          | 土師器、山茶碗、瓦器、天目茶碗、陶器    |                |
| 26-9  | 遺物散布地 | (世古地区)     | 下多気字世古、六田           | 水田     | 鎌倉～室町  |                          | 土師器、山茶碗、瓦器、天目茶碗、陶器    |                |
| 26-10 | 遺物散布地 | (下多気六田地区)  | 下多気字六田              | 畑地     | 鎌倉～室町  |                          | 土師器、瓦器、陶器、磁器          |                |
| 26-11 | 寺院跡   | (伝鎮福利院跡)   | 下多気字六田              | 水田、畑地  | 室町     |                          | 土師器、瓦器                |                |
| 26-12 | 寺院跡   | (六田廃寺)     | 下多気字六田              | 山林     | 室町     | 穴太積の石垣                   |                       |                |
| 26-13 | 館跡    | (伝公家屋敷跡)   | 下多気字六田              | 竹林     | 室町     |                          |                       |                |
| 26-14 | 寺院跡   | (伝光栄寺跡)    | 下多気字六田              | 宅地     | 鎌倉～室町  |                          | 土師器、山茶碗、瓦器、陶器、磁器      |                |
| 26-15 | 寺院跡   | (伝福寿院跡)    | 下多気字上村              | 宅地     | 室町     |                          |                       | 以前、南側に堀あり      |

## 第2章 史跡の概要

|       |       |           |                      |            |                        |                             |                                           |                              |
|-------|-------|-----------|----------------------|------------|------------------------|-----------------------------|-------------------------------------------|------------------------------|
| 26-16 | 遺物散布地 | (上村地区)    | 下多気字<br>上村           | 水田、<br>宅地  |                        |                             | 土師器、犬形土製品                                 | 平成7年度発掘調査(県道)                |
| 26-17 | 寺院跡   | (伝慶正寺跡)   | 下多気字<br>六田           | 山林         | 鎌倉～<br>室町              | 五輪塔(2箇所)                    |                                           | 周辺にも五輪塔、宝篋印塔あり               |
| 26-18 | 館跡    | (六田館跡)    | 下多気字<br>六田           | 水田         | 室町                     | 北側、南側に深さ2mの堀                | 土師器、陶器、磁器                                 | 以前は四方に堀あり「伝東御所」伝承地           |
| 26-19 | 遺物散布地 | (上多気六田地区) | 下多気字<br>六田、<br>須原    | 水田         | 弥生、<br>鎌倉～<br>室町       | 掘立柱建物跡、杭列、列石、集石、井戸跡         | 弥生土器、犬形土製品、土師器、山茶碗、瓦器、磁器、陶器、砥石            | 平成2年発掘調査(村道)                 |
| 26-20 | 館跡    | (北畠氏館跡)   | 上多気字<br>馬場           | 宅地、<br>神社  | 室町                     | 境内に北畠氏館跡庭園                  |                                           | 昭和57年発掘調査(学術)、平成4年発掘調査(現状変更) |
| 26-21 | 遺物散布地 | (馬場地区)    | 上多気字<br>馬場           | 水田         | 鎌倉～<br>室町              | 柱穴、土坑、石列                    | 土師器、陶器、磁器、山茶碗                             | 平成4年試掘調査                     |
| 26-22 | 寺院跡   | (伝観音寺跡)   | 上多気字<br>馬場           | 宅地         | 室町                     |                             |                                           |                              |
| 26-23 | 寺院跡   | (慈恩院跡)    | 上多気字<br>馬場           | 宅地         | 室町                     |                             | 瓦、瀬戸産すり鉢                                  |                              |
| 26-24 | 遺物散布地 | (町屋地区)    | 上多気字<br>町屋           | 田畑、<br>宅地  | 鎌倉～<br>江戸              |                             | 土師器、山茶碗、天目茶碗、陶器、信楽焼すり鉢、磁器                 | 東端に「ほうろくまち」という地区あり           |
| 26-25 | 寺院跡   | (伝長泉寺跡)   | 上多気字<br>町屋           | 畑地         | 室町                     |                             | 土師器、陶器、白磁、青磁                              |                              |
| 26-26 | 寺院    | (聖光寺)     | 上多気字<br>町屋           | 宅地<br>(寺院) | 室町                     |                             | 土師器、陶器                                    | 「大蓮寺前住持」銘の無縫塔あり              |
| 26-27 | 遺物散布地 | (上沖A地区)   | 上多気字<br>上沖           | 水田、<br>畑地  | 縄文、<br>平安～<br>室町       |                             | 石鏃、サヌカイト片、土師器、羽釜、天目茶碗、灰釉陶器、陶製すり鉢、青磁、陶器    |                              |
| 26-28 | 寺院跡   | (伝実中庵跡)   | 上多気字<br>上沖           | 山林         | 室町                     |                             |                                           |                              |
| 26-29 | 遺物散布地 | (上沖B地区)   | 上多気字<br>上沖           | 水田、<br>畑地  | 縄文、<br>平安～<br>室町       |                             | 石鏃、サヌカイト片、土師器、陶器                          |                              |
| 26-30 | 遺物散布地 | (土井沖地区)   | 上多気字<br>土井沖          | 水田         | 縄文～<br>弥生<br>鎌倉～<br>室町 | 縄文期の竪穴住居跡・土坑、弥生期の溝、中世の地割り遺構 | 縄文土器、弥生土器、土師器、天目茶碗、陶器、磁器、鉄滓、砥石、鑄貨、釘       | 平成4年発掘調査(国道)                 |
| 26-31 | 寺院跡   | (法光寺跡)    | 上多気字<br>土井沖          | 山林         | 室町                     | 土壇                          | 古瓦、土師器、陶器、磁器、瓦質土器                         | 平成4年発掘調査(国道)隣接墓地に五輪塔群あり      |
| 26-32 | 寺院跡   | (大蓮寺跡)    | 上多気字<br>土井沖          | 水田         | 室町                     | 掘立柱建物、柱列、石組、石列、土坑           | 古瓦、硯、土師器、墨書土器、陶器、磁器                       | 平成4年発掘調査(国道)、付近丘陵に五輪塔群あり     |
| 26-33 | 遺物散布地 | (立川地区)    | 上多気字<br>字立川          | 畑、<br>宅地   | 鎌倉～<br>室町              | 土師器                         |                                           |                              |
| 26-34 | 遺物散布地 | (忠助垣内地区)  | 上多気字<br>忠助垣<br>内・久垣内 | 畑、<br>宅地   | 鎌倉～<br>室町              |                             | 土師器                                       |                              |
| 26-35 | 遺物散布地 | (シャグチ地区)  | 上多気字<br>シャグチ         | 水田         | 鎌倉～<br>室町              |                             | サヌカイト片、土師器、天目茶碗、瓦器、羽釜、青磁、陶器、常滑焼甕、土師製火鉢、茶臼 | 遺物は個人所蔵                      |

|       |       |           |              |    |            |                      |                    |                  |
|-------|-------|-----------|--------------|----|------------|----------------------|--------------------|------------------|
| 26-36 | 寺院跡   | (大正寺〔庵〕跡) | 上多気字<br>小津   | 宅地 | 室町         | 穴太積の石垣の基底<br>部、五輪塔   |                    | 現在は子安観音<br>堂     |
| 26-37 | 寺院跡   | (伝道院跡)    | 上多気字<br>小津   | 山林 | 室町         | 石垣、五輪塔群              |                    | 北畠親房建立の<br>伝承あり  |
| 26-38 | 寺院跡   | (松月院跡)    | 上多気字<br>小津   | 山林 | 室町         | 穴太積の石垣、五輪<br>塔群、宝篋印塔 |                    |                  |
| 26-39 | 遺物散布地 | (松月地区)    | 上多気字<br>小津   | 山林 | 室町         | 石垣、五輪塔群              |                    | 北畠親房建立の<br>伝承あり  |
| 26-40 | 遺物散布地 | (高保田地区)   | 上多気字<br>小津   | 山林 | 室町         | 穴太積の石垣、五輪<br>塔群、宝篋印塔 |                    |                  |
| 26-41 | 寺院跡   | (伝本願寺跡)   | 上多気字<br>小屋ノ谷 | 水田 | 室町         |                      |                    | 平成7年発掘調<br>査(国道) |
| 26-42 | 寺院跡   | (伝誉永寺跡)   | 上多気字<br>小屋ノ谷 | 水田 | 室町         |                      |                    |                  |
| 26-43 | 遺物散布地 | (伝道院地区)   | 上多気字<br>伝道院  | 水田 | 室町         |                      | 土師器、天目茶碗、<br>白磁、陶器 |                  |
| 26-44 | 城跡    | (霧山城跡)    | 下多気字<br>耕作他  | 山林 | 南北朝<br>～室町 | 150 m×27 m土塁、<br>堀切  |                    | 昭和11年国史跡<br>指定   |
| 26-45 | 番所跡   | (比津峠番所跡)  | 下多気字<br>耕作   | 山林 | 室町         |                      |                    | 推定地              |
| 26-46 | 番所跡   | (飼坂峠番所跡)  | 上多気字<br>岩ノ谷  | 山林 | 室町         | 平坦地あり                |                    | 推定地              |
| 26-47 | 番所跡   | (杉峠番所跡)   | 丹生俣字<br>杉峠   | 山林 | 室町         |                      |                    | 推定地              |
| 26-48 | 番所跡   | (庄司峠番所跡)  | 丹生俣字<br>庄司   | 山林 | 室町         |                      |                    | 推定地              |
| 26-49 | 番所跡   | (櫃坂峠番所跡)  | 上多気字<br>奥新田  | 山林 | 室町         |                      |                    | 推定地              |
| 26-50 | 番所跡   | (白口峠番所跡)  | 下多気字<br>白口   | 山林 | 室町         |                      |                    | 推定地              |
| 26-51 | 番所跡   | (桜峠番所跡)   | 下多気字<br>野登瀬  | 山林 | 室町         |                      |                    | 推定地              |

第2-5表 多気北畠氏遺跡寺院等伝承地根拠一覧表

| 枝番号 | 種 別 | 遺 跡 名    | 根 拠 (数字は第2-6表の絵図番号に対応)                                                                                                                |
|-----|-----|----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 寺院跡 | 伝金国寺跡    | 絵図に「金国寺」(1～13)の記載。北畠材親菩提寺。浄眼寺所蔵『北畠氏系図』材親に「金国寺」、『澤氏古文書』に「金国寺」、『年代和歌抄』に「金国寺」。                                                           |
| 2   | 神社跡 | 伝金生明神跡   | 絵図に「銀山大明神」(3・5・6・9～11)、「銀山(金山)叶大明神」(7)、「銀山叶大明神」(8)、「金生大明神」(12・13)の記載。                                                                 |
| 5   | 寺院跡 | 伝分寿院跡    | 絵図に記載なし。「分寿院」の伝承あり。近世史料なし。絵図の「雲樹院」に相当するものか。                                                                                           |
| 6   | 寺院跡 | 伝薬師堂〔寺〕跡 | 絵図に「薬師寺」(5・6・9・12)、「薬師堂(寺)」(7)の記載。                                                                                                    |
| 7   | 寺院跡 | 西向院      | 現在も西向院として存在。                                                                                                                          |
| 11  | 寺院跡 | 伝鎮福利院跡   | 「鎮福院」の伝承あり。絵図に「地福寺」(1・2・7)、「洗福寺」(3)、「沈福寺」(4・6・8～12)、「院福寺」(5)、「成福寺」(13)の記載。                                                            |
| 12  | 寺院跡 | 六田廃寺     | 寺院の伝承はないものの、穴太積みの石垣があり寺院と推定される。                                                                                                       |
| 13  | 館跡  | 伝公家屋敷跡   | 「クゲヤシキ」の伝承あり。尾根先端部を削平、整地して三段ほどの平坦面を造成。石組みの井戸が現存。                                                                                      |
| 14  | 寺院跡 | 伝光栄寺跡    | 絵図に「円光寺」(1・2・13)、「香学寺」(3)、「香栄寺」(4～10・12)、「□栄寺」(11)の記載。付近に「光栄寺 享保(1717)二丁酉七月□日」の石碑あり。                                                  |
| 15  | 寺院跡 | 伝福寿院跡    | 絵図に「福寿院」(1～13)の記載。『言継卿記』に「福壽院」、『年代和歌抄』に「福寿院」、『永禄多気道者帳』に「福寿院」。                                                                         |
| 17  | 寺跡跡 | 伝慶正寺跡    | 絵図に「慶正禅院」(1・2・4～11)、「受正禅院」(3)の記載。『年代和歌抄』に「景賞院」。天正7年、景賞院での歌として、「景賞院あれば、花のみむかしのまゝなれば 昔しる人に見せはやしらせはやあれゆく庭の花の色香を」とある。『岩井田文書』に「景正院」、「景賞院」。 |
| 22  | 寺院跡 | 伝観音寺跡    | 絵図に「観音」(1)、「観音寺」(2～7・9～13)の記載。                                                                                                        |
| 23  | 寺院跡 | 慈恩院跡     | 「慈恩院」の旧字名が残る。丘陵裾を整地して平坦地を成形。『永禄多気道者帳』に「慈恩院」。                                                                                          |
| 25  | 寺院跡 | 伝長泉寺跡    | 絵図に「長泉寺」(1～12)、「長染寺」(13)の記載。北畠天佑の菩提寺。『年代和歌抄』に「長泉寺」、「長泉寺殿」(北畠天佑)。                                                                      |
| 26  | 寺院跡 | 聖光寺      | 現在も寺院として存在。                                                                                                                           |
| 28  | 寺院跡 | 伝実中庵跡    | 絵図に「安中庵」(1～6・8)、「安(実)中庵」(7)、「実中庵」(9～13)の記載。                                                                                           |
| 31  | 寺院跡 | 法光寺跡     | 「法光寺」の旧字名が残る。平坦地あり。                                                                                                                   |
| 32  | 寺院跡 | 大蓮寺跡     | 「大蓮寺」の旧字名が残る。『年代和歌抄』に「大蓮寺」。聖光寺境内に「大蓮寺前住持」と刻まれた無縫塔あり。                                                                                  |
| 36  | 寺院跡 | 大正寺〔庵〕跡  | 明治12年まで寺院が存在。穴太積みの石垣が残る。                                                                                                              |
| 37  | 寺院跡 | 伝道院跡     | 「伝道院」の旧字名が残る。五輪塔、石地藏が多数残存。『永禄多気道者帳』に「伝洞院」、『年代和歌抄』に「伝洞院」。                                                                              |

|    |     |        |                                                                                                |
|----|-----|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 38 | 寺院跡 | 松月院跡   | 「松月」の旧字名が残る。穴太積みの石垣が残る。五輪塔などが残存。松月院は具教の妻の名。『岩井田文書』に「松月院」。『永禄多気道者帳』に「松月院」、『年代和歌抄』に「松月院」、「松月院東堂」 |
| 41 | 寺院跡 | 伝本願寺跡  | 絵図に記載なし。「本願寺」の伝承にあり。                                                                           |
| 42 | 寺院跡 | 伝誉永寺跡  | 「誉永寺」の伝承あり。絵図に「養栄寺」(1～6・8～12)、「□栄寺」(13)の記載。                                                    |
| 45 | 番所跡 | 比津峠番所跡 | 絵図に「比津番所」(13)の記載。                                                                              |
| 46 | 番所跡 | 飼坂峠番所跡 | 絵図に「番所」(1)、「飼坂番所」(6・9～13)の記載。                                                                  |
| 47 | 番所跡 | 杉峠番所跡  | 絵図に「杉峠 川上番所」(1・2)、「杉峠御番所 川上」(12)、「杉峠番所」(13)の記載。                                                |
| 48 | 番所跡 | 庄司峠番所跡 | 絵図に「嶂路山 番所」(1)、「嶂路峠 番所」(2)、「庄司番所」(13)の記載。                                                      |
| 49 | 番所跡 | 櫃坂峠番所跡 | 絵図に「櫃坂 番所」(1・2)、「仁柿櫃坂 御番所」(9)、「櫃坂御番所」(10～12)の記載。                                               |
| 50 | 番所跡 | 白口峠番所跡 | 絵図に「白口峠 番所」(2)、「白口番所」(6・13)、「白口御番所」(9～12)の記載。                                                  |
| 51 | 番所跡 | 桜峠番所跡  | 絵図に「桜峠番所」(1)、「桜峠 番所」(2)、「桜峠 御番所」(6・11)、「桜峠御番所」(10・12)の記載。                                      |

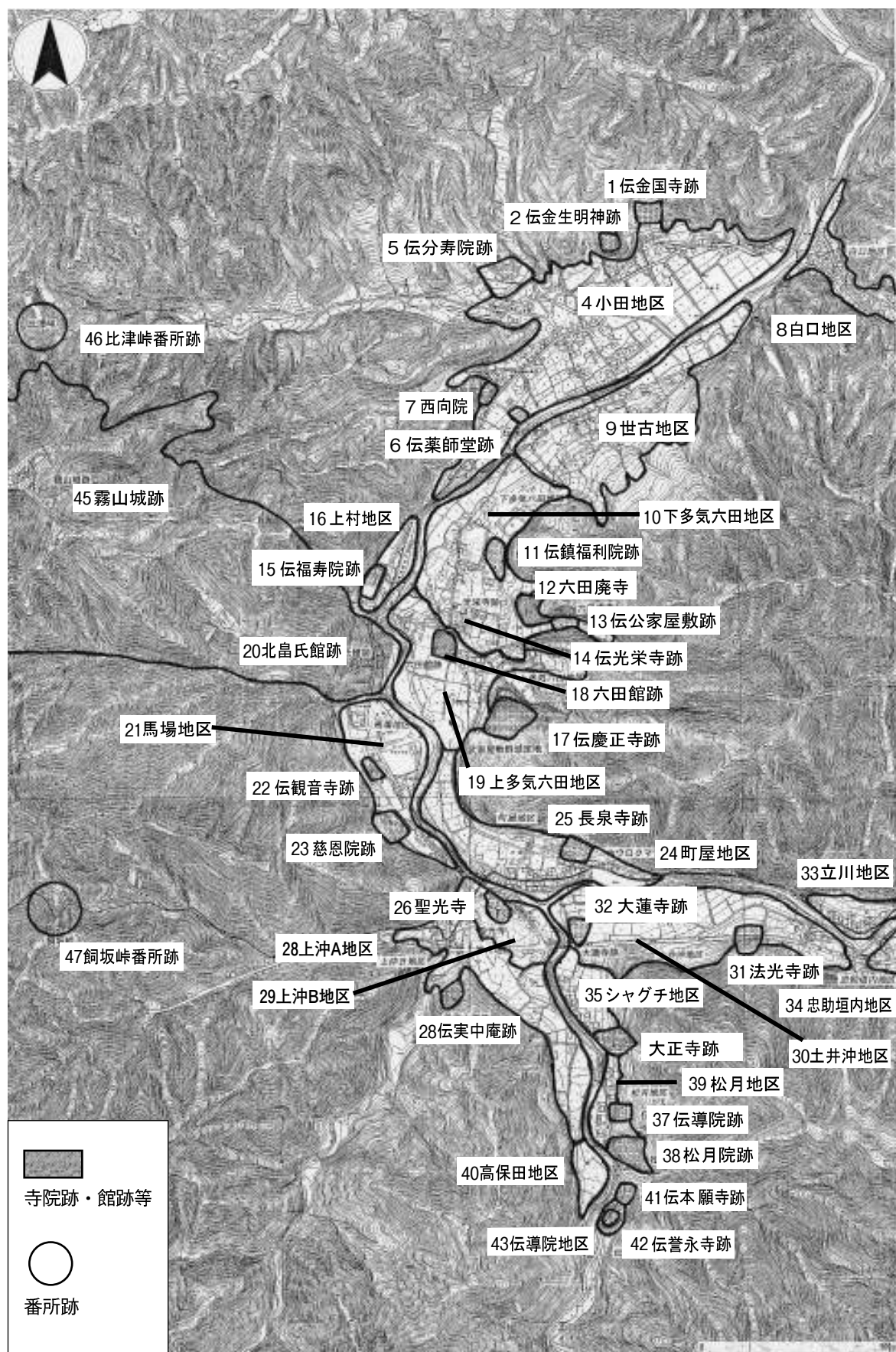
第2-6表 多気北畠氏遺跡関係絵図一覧表

| No | 図 名     | 類 型  | 分 類 | 年 代          | 所 蔵        |
|----|---------|------|-----|--------------|------------|
| 1  | (多気城下図) | I    | 1   | —            | 個人         |
| 2  | (多気城下図) | I    | 1   | —            | 個人         |
| 3  | 多気城下古図  | II a | 1   | —            | 個人         |
| 4  | (多気城下図) | II a | 1   | —            | 個人         |
| 5  | (多気城下図) | II a | 1   | —            | 個人         |
| 6  | 三国地誌付図  | II a | 1   | 宝暦13年(1763)  | 伊賀市立図書館蔵   |
| 7  | (多気城下図) | II a | 1   | 寛延3年(1750)   | 京都大学(国史)蔵  |
| 8  | 多気古城図   | II b | 2   | 昭和8年(1933)写  | 北畠神社蔵      |
| 9  | (多気城下図) | II b | 2   | —            | 個人         |
| 10 | 多気古城図   | II c | 2   | —            | 個人         |
| 11 | (多気城下図) | II c | 2   | —            | 個人         |
| 12 | 多気城図    | II c | 2   | 昭和10年(1935)写 | 北畠神社蔵      |
| 13 | (多気城下図) | III  | 2   | —            | 美杉ふるさと資料館蔵 |

※図名の( )は絵図名の記載なし。

※類型・分類は『美杉村・多気の歴史遺産調査』(財ナショナルトラスト1994)による





第2-5図 多気北畠氏遺跡区分図

## 2 北畠氏館跡の概要

### (1) 北畠氏館跡の構造

#### ① 館跡の範囲

北畠神社境内を中心とした南北約200m、東西約110mの範囲で、面積は約20,000m<sup>2</sup>あり、西を山裾、それ以外の三方を川（北：禁中谷川、南：大宮戸川、東：八手俣川）で囲まれた場所にあたる。背後の尾根上には詰城跡、さらに奥の山上には霧山城跡がある。

#### ② 内部構造

時期によって多少の変動があるが、上段（山裾から石垣まで）、中段（県道、民家）、下段（川沿いの耕作地部分）の三段構造となっている。（第2-7図参照）

#### ③ 時期区分

過去の調査の結果、館造営に伴う整地を複数確認しており、その整地状況から大きく前期・後期の二時期に分けられ、前期は15世紀代、後期は16世紀代に相当する。前後期とも整地が行われており、特に後期には上段が拡張される大造成が行われ、これによって現在見られる神社境内地の地形が形成される。

### (2) 北畠氏館跡内部の変遷

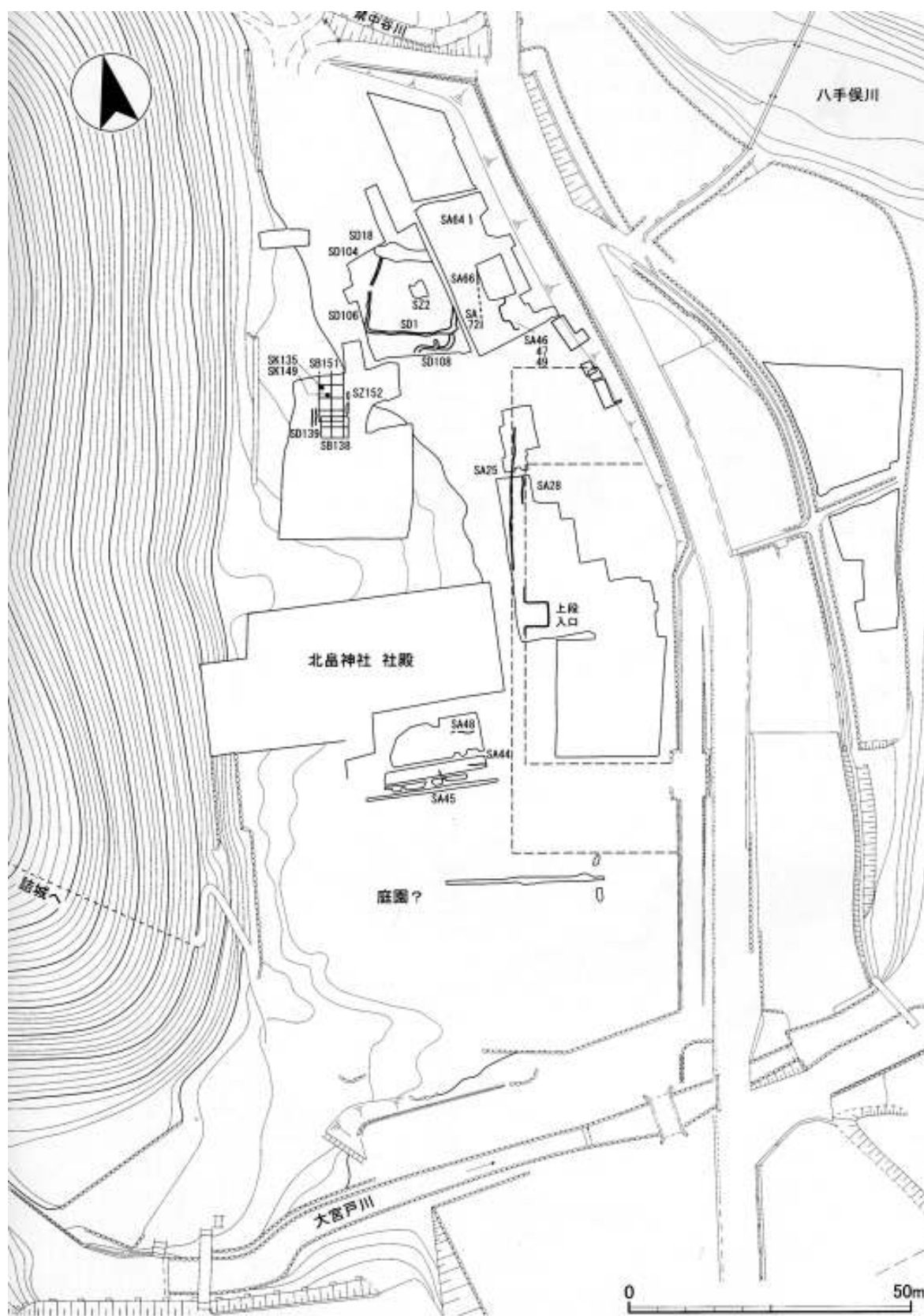
#### ① 前期の遺構（～1500年頃まで）

前期は、山裾から約50mの部分に南北方向で構築されている高さ2.6mの石垣（S A25・28）が機能していた時期である。石垣の背後は整地層であり、この中に含まれる遺物に瀬戸産の陶器や南伊勢系土師器鍋がみられ、これらの遺物からは15世紀前半以降の構築と考えられている。

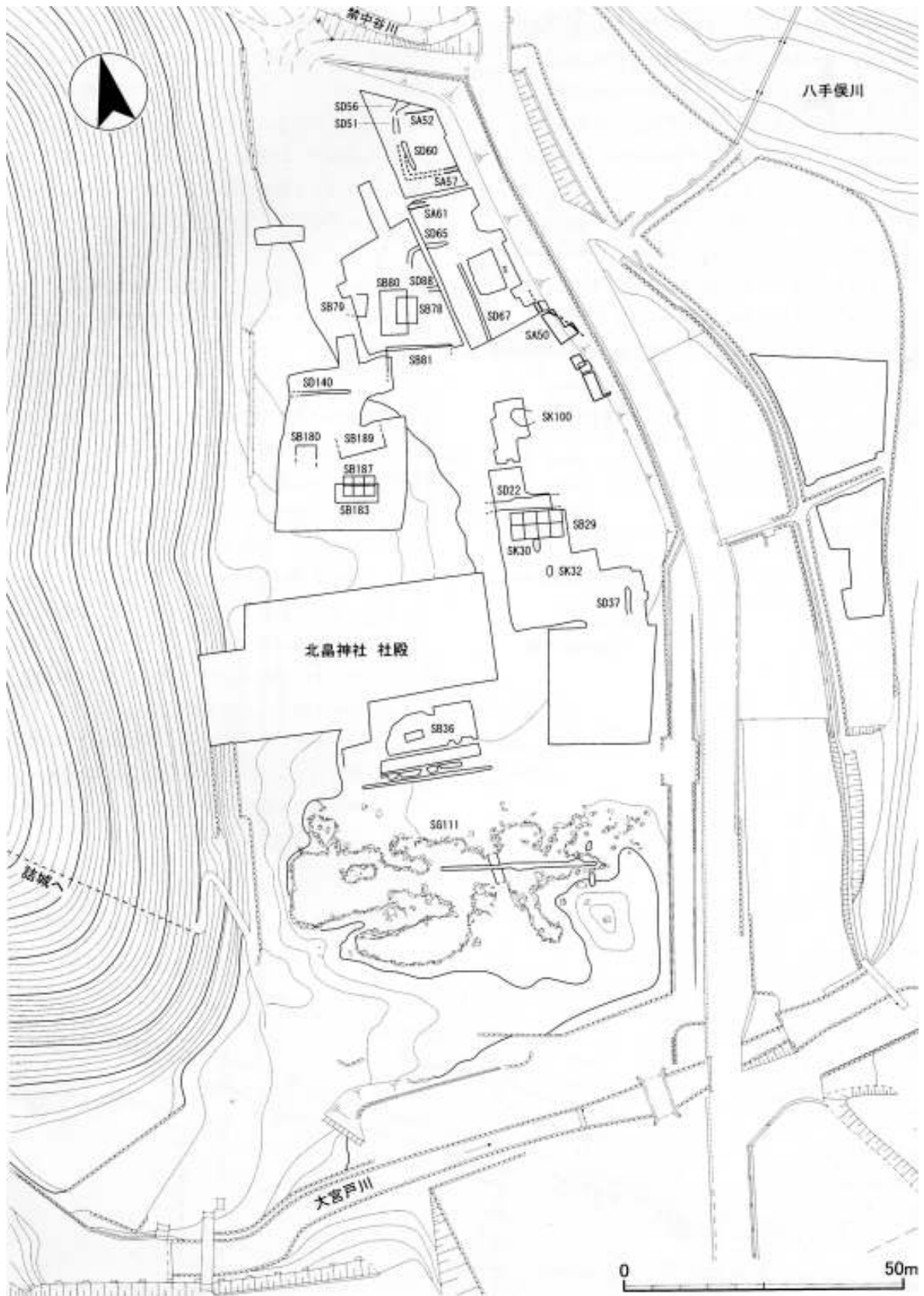
現在確認されている最古の遺構は、15世紀前半のものであり、満雅、教具、具方の頃に相当する。この時期の建物は礎石建物1棟（S B138）、掘立柱建物1棟（S B151）が確認されている。礎石建物は2間×2間に東縁側付きで、雨落ち溝や通路状石敷きを伴う15世紀中頃のもので、重複する掘立柱建物はこれより若干古い時期である。また、溝（S D1・106）による方形区画や石列（S A64・66・72）が認められる。

前期の建物は、N-14°-Eに方向を揃えており、この方向は館跡の対岸の地割りにも認められる。なお、館跡の北部は礎石建物の存在や遺物分析による壺・瓶類の多さ、後期整地土ではあるが小札、錠前、青磁器台などの出土から、前期の中心的部分と推定されている。

また、館跡の上段と中段の境には二重の石垣が確認されていて、その中央には大手口に相当する出入口が認められる。石垣は北側の調査区で前期整地層が確認され、西側の調査区で確認されないことなどから、北端は東側に折れている可能性があり、南端も園池下まで続かないことから、同様に想定されている。



第2-6図 北畠氏館跡前期遺構図 (1:1,000)



第2-7図 北畠氏館跡後期遺構図 (1:1,000)

## ② 後期の遺構（1500年頃以降）

前期遺構面を覆うように整地がされ、S A25・28を埋めて上段部分を東に拡張している。整地土内からは、瀬戸美濃産陶器（大窯1段階）、南伊勢系土師器などの遺物が出土することから、整地は15世紀末～16世紀前葉以降と考えられている。

この時期の建物は、礎石建物が3棟（S B36・79・180）、掘立柱建物が7棟（S B29・78・80・81・187・189）確認されている。S B36は庭園のすぐ北側で確認されたもので、構造から門跡の可能性はある。掘立柱建物の内、S B29は総柱建物、S B80・81は小規模な建物である。上段部はS B180などの礎石建物があり、中枢的空間とは考えられているが、小規模掘立柱建物やその可能性のある柱穴の存在から、その位置づけに課題が残る。

また、館跡南部の庭園は後期整地層が確認されており、この時期に造営されているものの、園地の形状や整地の状況を見ると、西側の方形部分のみ前期に遡る可能性もある。

この時期の石垣にはS A50があり、拡張された上段の東端と考えられ、現在の境内地の地形はこの時期に造られたと考えられる。

大造成について、『大乘院寺社雑事記』によれば、明応8年(1499)11月に北畠氏館が全焼し、翌9年4月に再建されたとされ、後期の大造成が行われたのが、この時期である可能性がある。この時期北畠氏は、木造氏など一族との内紛に勝利し、南伊勢各地への支配を広げ戦国大名に飛躍する時期でもある。

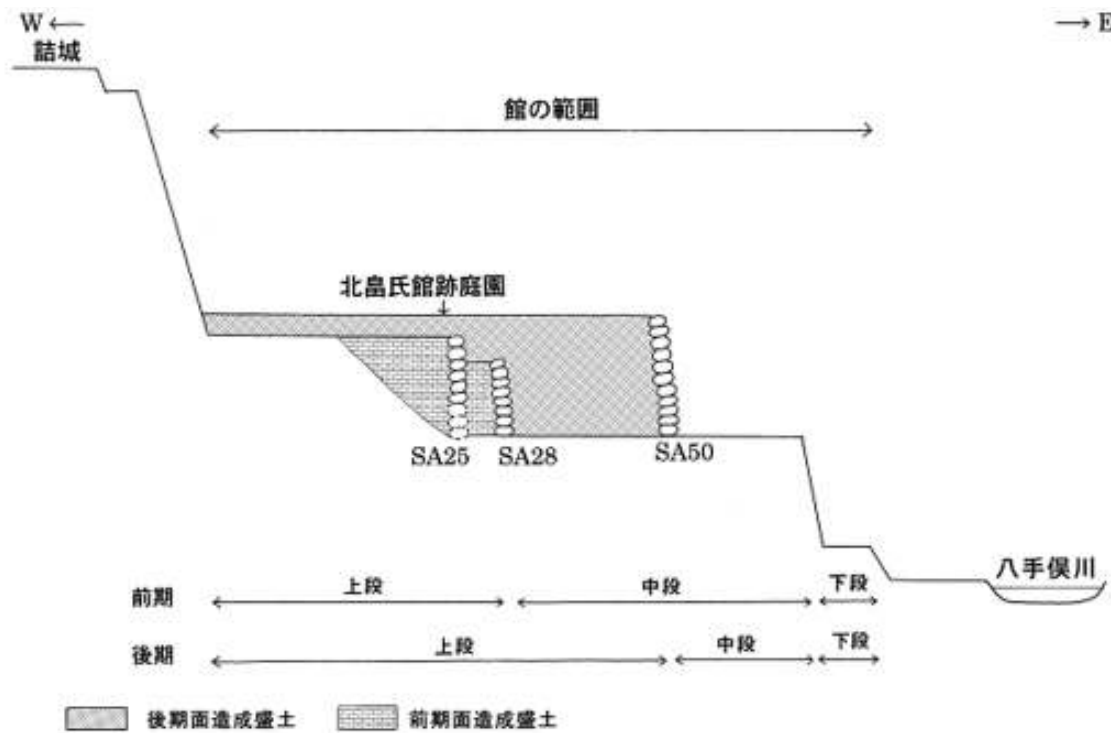
なお、下段の使用については後期からと考えられる。下段の発掘調査では確実に中世後期と言える遺構を確認できなかったが、汜濫原にも関わらず中世後期の層が存在していることから、館跡の東限と認識されている。

## ③ 出土遺物

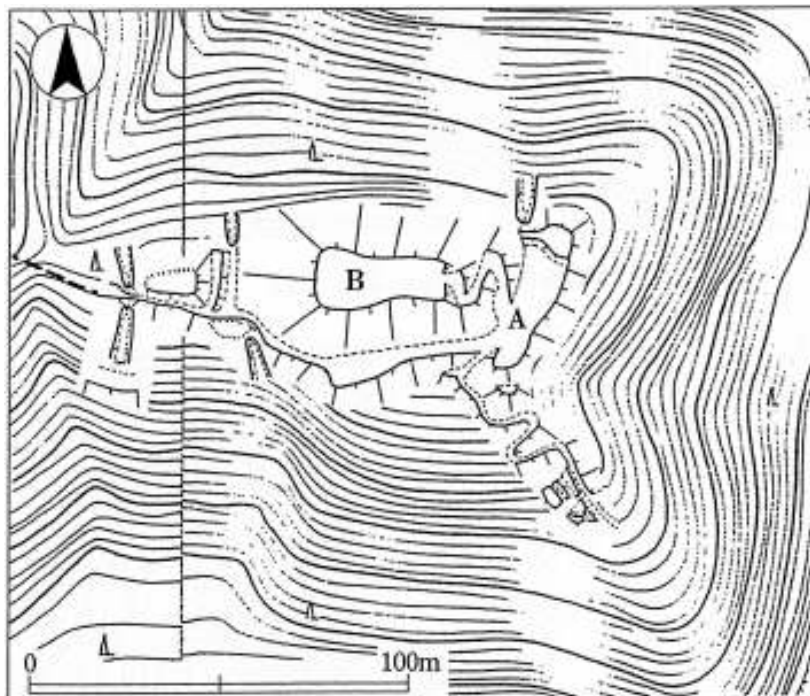
館跡からの出土遺物の大半は土師器皿であり、大量廃棄跡も確認されている。土師器は地元南伊勢系のほかに京都系が一定量確認されており、直接的搬入と考えられ京都との繋がり示すものとして注目される。

国産陶磁では、瀬戸美濃産、常滑産が大部分を占め東海的要素が強いが、瓦質土器や信楽産、備前産など畿内的な要素を併せもつ。また、大量の貿易陶磁器も出土しており、そのほとんどが龍泉窯系のもので、椀類が多い。中でも伝館跡出土の青磁水鳥形香合は威信財として貴重であり、この他に盤類、酒海壺などがある。

また、調度材として金銅装引手金具、錠前、武具関係では鎧の小札などが館跡の北部で比較的まとまって出土している。引手金具など金箔装のものも含まれる。その他に楓と風景を描いた墨書土器、犬形土製品、灯芯具などがある。



第2-8図 北畠氏館跡基礎構造概念図（縮尺不同）



第2-9図 北畠氏館跡城跡略測図（1：200 竹田憲治「中世北畠氏関係の城郭群—雲出川上流域を中心—」『ミエヒストリー』11、2000年より転載）

### (3) 北畠氏館跡庭園

庭園は豪快な石組みによる護岸をもつ池とその東に築かれた須弥山石を中心に九山八海を表したという立石枯山水が特徴である。また、池は「米」字形を呈し、入り組んだ複雑な汀線をもつ見事な池である。なお、平成4年に保護柵建設に伴い一部発掘調査が行われており、池が後期の大造成の上に築かれていることが判明した。これは、享禄元年(1528)の細川高国の作庭と伝えられることと合致する。

### (4) 北畠氏館詰城跡

詰城跡は、北畠氏館跡の裏山の尾根上に立地し、館跡との比高は約80mである。

館跡の南西から山道を登りきった位置が、詰城跡の帯曲輪Aにあたり、この曲輪は南斜面に回り込んでいて、林道にも利用されている。帯曲輪Aの北端には高さ1m程の壇状の高まりがあり、その北側には竖堀もある。

曲輪Aから林道を登ると、詰城跡の中心的な曲輪Bに到る。東西約35m、南北約10～17mの平坦な曲輪で、林道は曲輪Bに入る城内路であった可能性もある。

また、曲輪Bの西の尾根には、小規模な曲輪と堀切・竖堀を設け、防御性を高める。

## 3 霧山城跡の概要

標高約560m、館跡との比高約240mの山頂に立地する。城跡は大きく南曲輪群と北曲輪群に分けることができ、南曲輪群の中心となる曲輪はAである。この曲輪は山頂を削平し、周囲の斜面に切岸を行ったもので、南西端には壇状の高まりがあり、その背後には堀切がある。南東にのびる尾根には平坦地Bと小規模ながら高さ1m程度の土塁に囲まれた曲輪Cがある。北曲輪群との間にも堀切が存在する。

北曲輪群の中心となる曲輪は土塁で囲まれた曲輪Dであるが、内部は狭く、東西に開口部がある。曲輪Dの北東には、大きな堀切を挟んで三方に土塁をもった曲輪Eがあり、その北東側にも大規模な堀切がある。

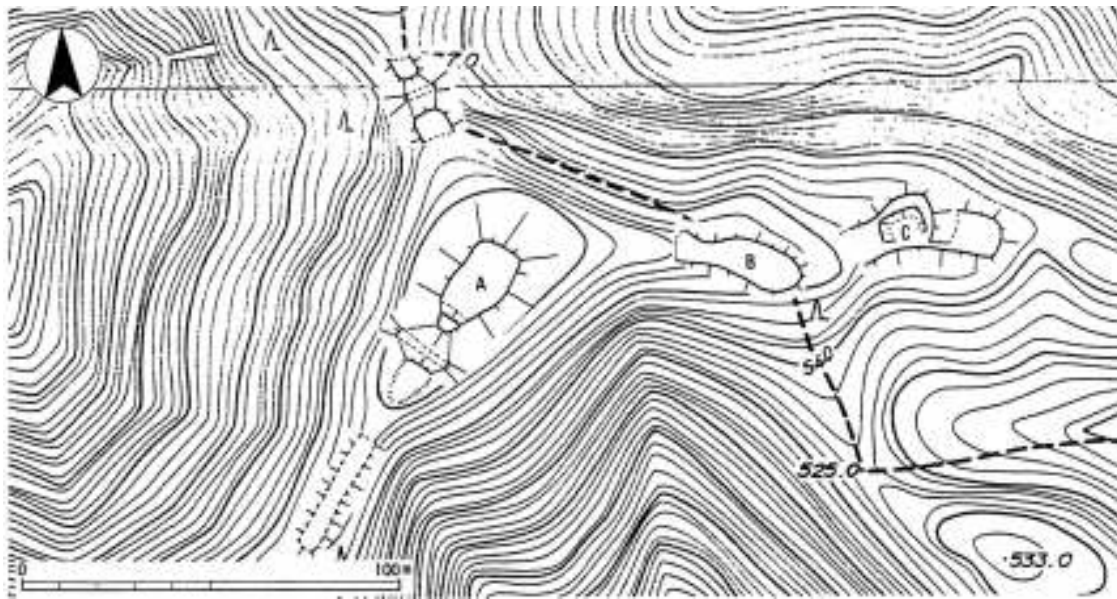
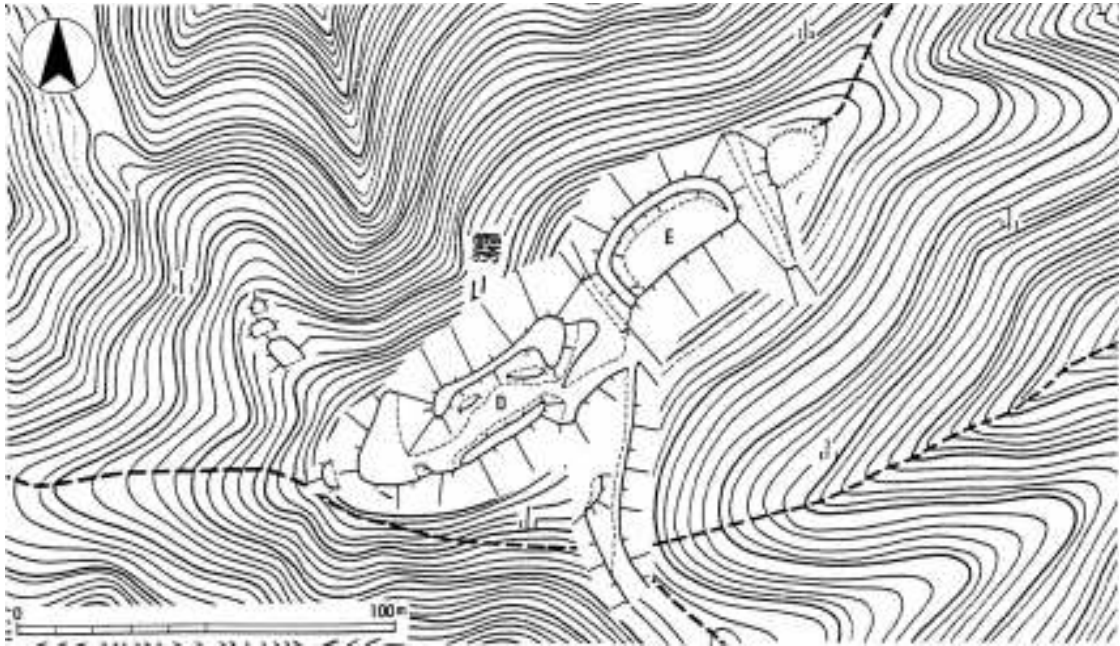
築城時期は、麓にある北畠氏館跡と同時期の15世紀代前半に遡ると考えられ、北曲輪と南曲輪との構造の違いは、時期差ではなく後の改装とされている。

なお、霧山城跡において地元伝えられる呼称として、南曲輪群の曲輪Aには「鐘撞堂跡」、北曲輪群の曲輪Dには、「道場跡」、その西側の平坦地には「米倉跡」、曲輪Eには「矢倉跡」が残る。

## 4 その他の遺跡

北畠氏館跡から城跡に登る林道の中間地点に「武者隠し」の呼称が残る30×20m程の窪地がある。道のある主稜線と小さな支尾根に囲まれた谷部にあたる。この他、南曲輪群から南東に派生する尾根から少し北側に下った奥の谷川の源頭部に「水汲場」の呼称が残るが、明確な遺構は確認できない。





第2-10図 霧山城跡略測図（上：北曲輪郡、下：南曲輪郡、1：200 竹田憲治「中世北畠氏関連の城郭群－雲出川上流域を中心に－」『ミエヒストリー』11、2000年より転載）



## 第3節 維持管理の現状

## 1 施設分布状況

史跡指定地内には、現在、宗教施設、顕彰施設、観光施設、管理施設など様々な施設が分布している。これらの多くは、北畠神社境内地とその南側、県道東側の平坦地に分布している。

北畠神社境内地には、本殿・拝殿など神社特有の施設の他、明治期に多気地内から合祀された小社がみられ、遺構などの説明板などが適宜設置されている。

また、境内地北部は学校施設など神社施設以外のものが設置されたこともあり、空間地が広がるが、その周辺には忠魂碑などが見られる。

一方、神社境内地の南側はかつて神饌田であり、釣り堀であった時期を経て、現在は美し郷霧山運営協議会による食堂・宿泊施設が営業されていて、東屋などが憩いの場として機能している。

北畠神社の背後に広がる山林部には目立った構築物はなく、霧山城跡・林道などに限定されて石碑、案内板などが設置されている。

## 2 維持管理の現状

## 北畠神社

北畠神社により境内地として維持管理がなされている。

## 霧山城跡（津市所有地）

地元住民で組織される霧山城跡保存会に年間を通じて下草刈り（林道の一部も含む）を委託し、維持管理している。

## 山林（民有地）

各所有者による下草刈り、間伐、伐採、切り出しが行われている。

## その他

北畠神社の南側にある宿泊・飲食施設については、平成18年度より指定管理者として美し郷霧山施設管理運営協議会に業務委託しており、管理されている。

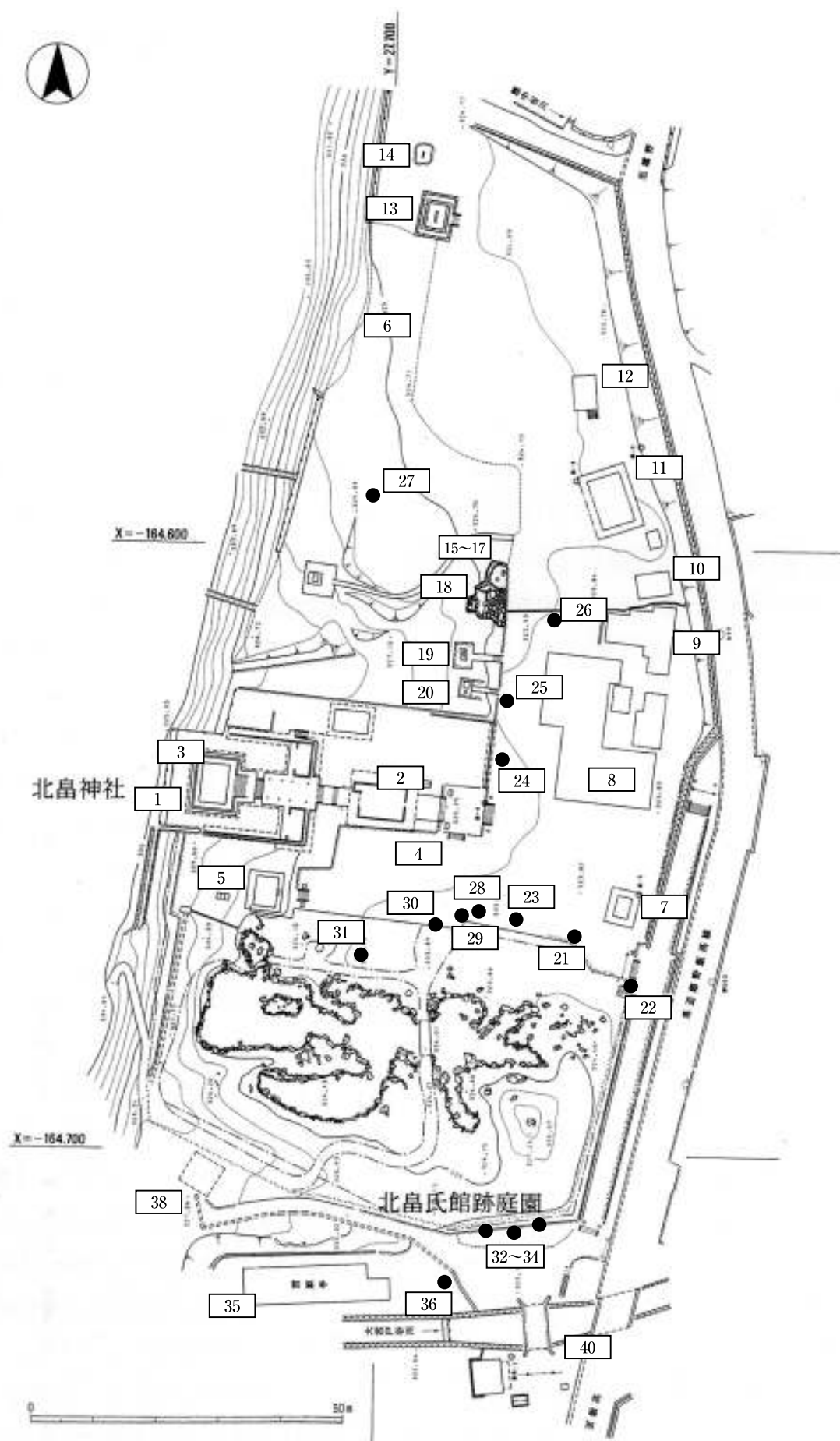
県道（主要地方道嬉野美杉線）と史跡に隣接する河川（北：禁中谷川、東：八手俣川、南：大宮戸川）は三重県によって維持管理されている。

第2-7表 施設一覧表

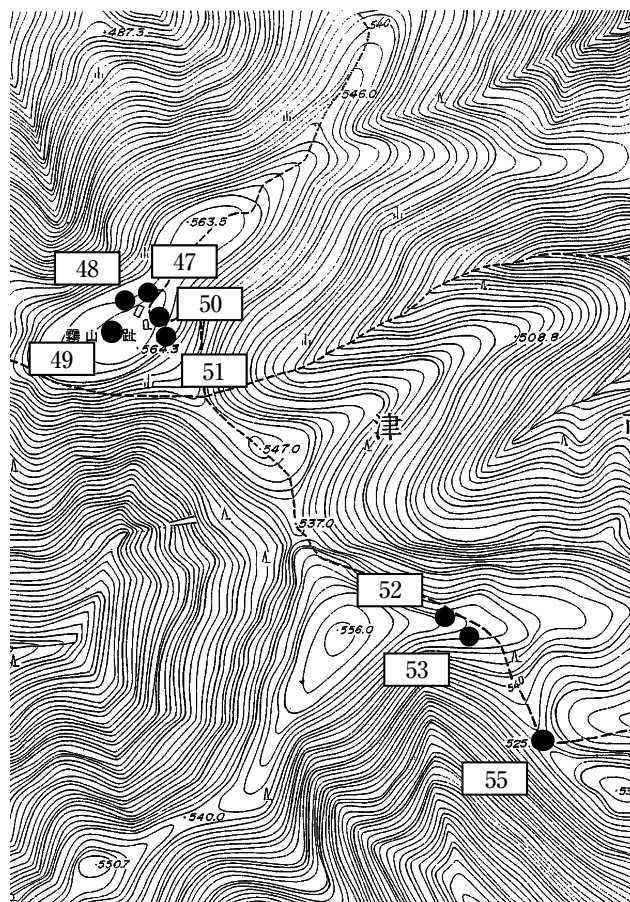
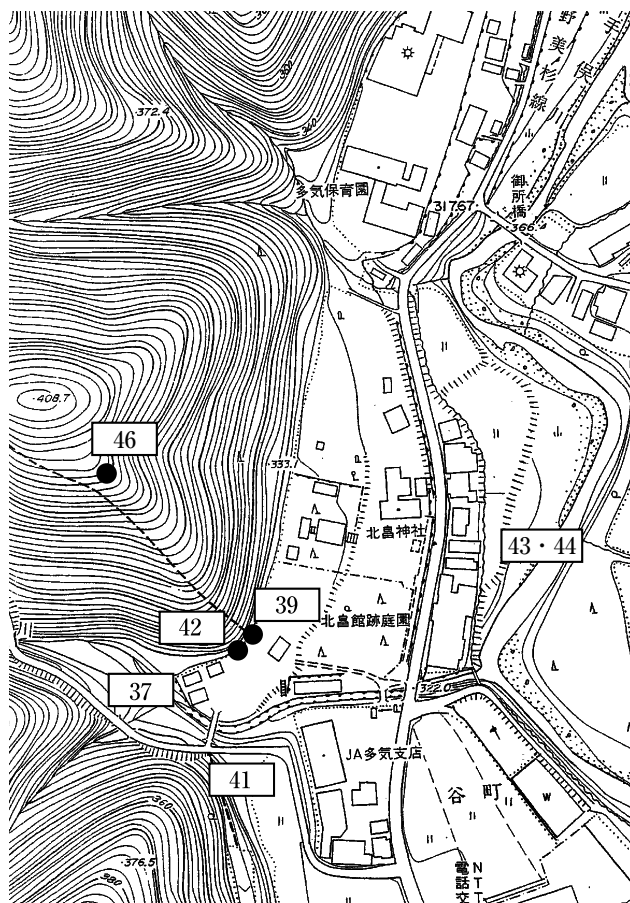
| 番号 | 位置   | 区分   | 施設名 | 所管 | 設置年  | 規模等           | 特記事項    |
|----|------|------|-----|----|------|---------------|---------|
| 1  | 北畠神社 | 宗教施設 | 本殿  | 神社 | S 59 | 木造平屋60㎡コンクリ基礎 |         |
| 2  | 北畠神社 | 宗教施設 | 拝殿  | 神社 | S 59 | 木造平屋48㎡コンクリ基礎 |         |
| 3  | 北畠神社 | 宗教施設 | 神饌所 | 神社 | S 59 | 木造平屋38㎡コンクリ基礎 |         |
| 4  | 北畠神社 | 宗教施設 | 祓所  | 神社 | 不明   | 石敷、境界石列33.6㎡  | H10発掘調査 |

|    |      |      |                       |       |          |                                     |                    |
|----|------|------|-----------------------|-------|----------|-------------------------------------|--------------------|
| 5  | 北畠神社 | 宗教施設 | 多藝神社                  | 北畠神社  | 江戸       | 木造平屋18.72m <sup>2</sup><br>石組基礎     |                    |
| 6  | 北畠神社 | 宗教施設 | 留魂社                   | 北畠神社  | S40<br>か | 木造平屋1.08m <sup>2</sup><br>コンクリ基礎    | H15移築              |
| 7  | 北畠神社 | 宗教施設 | 手水舎                   | 北畠神社  | S59      | 木造平屋30m <sup>2</sup><br>コンクリ基礎      | H15基礎改修            |
| 8  | 北畠神社 | 宗教施設 | 社務所                   | 北畠神社  | H11      | 木造2階建422m <sup>2</sup><br>コンクリ基礎    |                    |
| 9  | 北畠神社 | 居住施設 | 住宅                    | 個人    | S53      | 木造2階建88.92m <sup>2</sup><br>コンクリ基礎  |                    |
| 10 | 北畠神社 | 居住施設 | 車庫兼倉庫                 | 個人    | S53      | 木造2階建39.52m <sup>2</sup><br>コンクリ基礎  |                    |
| 11 | 北畠神社 | 居住施設 | 物置                    | 北畠神社  | 不明       | 木造平屋47.04m <sup>2</sup><br>石組基礎     | H8改修、「休憩所」         |
| 12 | 北畠神社 | 地域施設 | 舞台                    | 北畠神社  | 不明       | 3.8m (巾) × 5.4m (奥行) ×<br>1.3m (高さ) |                    |
| 13 | 北畠神社 | 顕彰施設 | 忠魂碑                   | 多気自治会 | T15      | 高さ7.6m、巾7.2m、奥行6m                   |                    |
| 14 | 北畠神社 | 顕彰施設 | 忠魂碑<br>寄進者<br>芳名碑     | 多気自治会 | T15      | 高さ3m、巾2.8m、奥行2.6m                   |                    |
| 15 | 北畠神社 | 顕彰施設 | 神社寄進<br>者芳名碑<br>①     | 北畠神社  | S4       | 高さ1.2m、巾24cm                        |                    |
| 16 | 北畠神社 | 顕彰施設 | 神社寄進<br>者芳名碑<br>②     | 北畠神社  | H3       | 高さ125cm、巾24cm                       |                    |
| 17 | 北畠神社 | 顕彰施設 | 神社寄進<br>者芳名碑<br>③     | 北畠神社  | S6       | 高さ1.7m、巾24cm<br>コンクリ基礎              |                    |
| 18 | 北畠神社 | 顕彰施設 | 地元名士<br>顕彰碑           | 北畠神社  | S42      | 高さ1.1m、巾156cm、石組基礎                  |                    |
| 19 | 北畠神社 | 顕彰施設 | 北畠顕能<br>歌碑            | 北畠神社  | S58      | 高さ2.7m、巾2m、奥行0.9m                   |                    |
| 20 | 北畠神社 | 顕彰施設 | 北畠顕家<br>銅像            | 北畠神社  | H3       | 高さ2.6m、巾0.9m、奥行70cm                 |                    |
| 21 | 北畠神社 | 顕彰施設 | 石柱<br>(史跡・名<br>勝指定)   | 北畠神社  | S11      | 高さ174cm、巾28cm                       | 名勝及史蹟北畠氏<br>館跡庭園   |
| 22 | 北畠神社 | 顕彰施設 | 石碑<br>(指定経過・<br>説明)   | 北畠神社  | S32      | 高さ160cm、巾140cm<br>石組基礎              | 名勝北畠氏館跡庭園          |
| 23 | 北畠神社 | 管理施設 | 遺構説明板<br>(庭園)         | 津市    | H19      | アクリル、アルミ製仮設式<br>高さ1.1m、巾70cm        | 指定石碑(指定経<br>過・説明)  |
| 24 | 北畠神社 | 管理施設 | 遺構説明板<br>(入口跡)        | 津市    | H19      | アクリル、アルミ製仮設式<br>高さ1.1m、巾70cm        |                    |
| 25 | 北畠神社 | 管理施設 | 遺構説明板<br>(石垣・出<br>入口) | 津市    | H11      | コンクリート製高さ2.4m、巾<br>95cm             |                    |
| 26 | 北畠神社 | 管理施設 | 遺構説明板<br>(石垣)         | 津市    | H19      | アクリル、アルミ製仮設式<br>高さ1.1m、巾70cm        |                    |
| 27 | 北畠神社 | 管理施設 | 遺構説明板<br>(礎石建物)       | 津市    | H19      | アクリル、アルミ製仮設式<br>高さ1.1m、巾70cm        |                    |
| 28 | 北畠神社 | 管理施設 | 和歌揭示板                 | 北畠神社  | H15      | 高さ1.6m、巾1.1m                        | 庭園入口、細川高<br>国・本居宣長 |
| 29 | 北畠神社 | 管理施設 | 木角柱<br>(庭園)           | 北畠神社  | H13      | 高さ126cm、巾12cm                       |                    |
| 30 | 北畠神社 | 管理施設 | 庭園入口門                 | 北畠神社  | H13      | 桧格子戸2枚、杉皮葺<br>高さ2.3m、巾1.4m          |                    |
| 31 | 北畠神社 | 管理施設 | 休憩所                   | 北畠神社  | H13      | 高さ3m、巾2.3m、奥行1.2m<br>石組基礎、床面タタキ仕上   |                    |
| 32 | 北畠神社 | 顕彰施設 | 句碑                    | 北畠神社  | H15      | 高さ505cm、巾1.1m<br>奥行40cm             | 神社南側               |

|    |      |      |                      |                        |            |                                        |                        |
|----|------|------|----------------------|------------------------|------------|----------------------------------------|------------------------|
| 33 | 北畠神社 | 顕彰施設 | 庵Ⅰ石柱<br>(登山口)        | 北畠神社                   | H15        | 高さ95cm、巾25cm、奥行12cm                    |                        |
| 34 | 北畠神社 | 顕彰施設 | 案内石柱<br>(境内)         | 北畠神社                   | H15        | 高さ95cm、巾25cm、奥行12cm                    |                        |
| 35 | 神社南  | 観光施設 | 雪姫亭<br>(食堂)          | 美し郷霧山<br>施設管理<br>運営協議会 | H4         | 木造2階建119.6㎡<br>コンクリ基礎                  |                        |
| 36 | 神社南  | 観光施設 | 自動販売機                | 美し郷霧山<br>施設管理<br>運営協議会 | H4         | 75cm(巾)、1.2m(奥行)、1.9m<br>(高さ)          |                        |
| 37 | 神社南  | 観光施設 | 雪姫亭<br>コテージ          | 美し郷霧山<br>施設管理<br>運営協議会 | H4         | 3棟、木造平屋33.28㎡<br>コンクリ基礎                |                        |
| 38 | 神社南  | 観光施設 | 東屋                   | 美し郷霧山<br>施設管理<br>運営協議会 | H4         | 木造平屋、トタン葺き25㎡<br>コンクリ基礎                |                        |
| 39 | 神社南  | 観光施設 | 井戸覆屋                 | 美し郷霧山<br>施設管理<br>運営協議会 | H4         | 128cm四方、72cm(高さ)木造ト<br>タン葺き5.2㎡、コンクリ基礎 | 深さ不明                   |
| 40 | 神社南  | 管理施設 | 太鼓橋                  | 北畠神社                   | 不明         | 鉄筋コンクリート造、全長7.2m、<br>巾13m、木製欄干高さ80cm   | H10欄干付替                |
| 41 | 神社南  | 管理施設 | 大宮戸川<br>歩道橋          | 津市                     | H3         | 鉄筋コンクリート造、全長17m<br>巾2m、鉄製欄干高さ1m        |                        |
| 42 | 神社南  | 管理施設 | 登山道<br>案内板           | 美し郷霧山<br>施設管理<br>運営協議会 | H3         | 擬似木、アクリル製<br>高さ175cm、巾1.7m             | 霧山登城の道                 |
| 43 | 県道東  | 居住施設 | 住宅                   | 個人                     | S40        | 木造2階建99㎡<br>コンクリ基礎                     |                        |
| 44 | 県道東  | 居住施設 | 住宅                   | 個人                     | H10        | 木造平屋60㎡<br>コンクリ基礎                      |                        |
| 45 | 禁中谷  | 砂防施設 | 砂防ダム                 | 三重県                    | S50<br>H19 | 高さ10～20m、堰堤長10～15m                     |                        |
| 46 | 詰城跡  | 顕彰施設 | 案内板<br>(北畠氏館<br>詰城跡) | 津市                     | H19        | アクリル、アルミ製仮設式<br>高さ1.1m、巾70cm           |                        |
| 47 | 霧山城跡 | 顕彰施設 | 石碑<br>(霧山城址)         | 津市                     | 不明         | 台座石組、コンクリ製、高さ<br>2.8m、巾2.6m、奥行き2.8m    |                        |
| 48 | 霧山城跡 | 顕彰施設 | 石碑(史跡<br>指定説明)       | 津市                     | S48        | 台座石組、コンクリ製、高さ<br>165cm、巾2.4m、奥行き1.2m   | 文部省、美杉村教<br>育委員会       |
| 49 | 霧山城跡 | 顕彰施設 | 石柱<br>(霧山城址)         | 津市                     | S14        | 台座石組、高さ2.2m、巾32cm                      |                        |
| 50 | 霧山城跡 | 管理施設 | 案内板<br>(周辺山<br>方向)   | 津市                     | H3         | 擬似木、高さ137cm、巾65cm                      | 三峰山、吉野山等<br>の方向        |
| 51 | 林道   | 管理施設 | 案内板<br>(距離表示)        | 津市                     | H3         | 擬似木、高さ95cm、巾1m                         | 北畠神社1340m、資<br>料館1600m |
| 52 | 林道   | 管理施設 | 案内板<br>(霧山城跡<br>全体)  | 津市                     | 不明         | 鉄製、高さ135cm、巾90cm                       | イラスト風                  |
| 53 | 林道   | 管理施設 | 案内板<br>(鐘突堂跡)        | 津市                     | H3         | 擬似木、高さ95cm、巾1m                         |                        |
| 54 | 林道   | 管理施設 | 案内板<br>(距離表示)        | 津市                     | H3         | 擬似木、高さ1.1m、巾1m                         | 城跡へ610m                |
| 55 | 林道   | 管理施設 | 案内板(方向<br>距離表示)      | 津市                     | H19        | アクリル、アルミ製仮設式<br>高さ1.1m、巾70cm           | 霧山城跡140m、北<br>畠氏館跡960m |



第2-11図 施設分布状況図1（北畠神社）



第2-12図 施設分布状況図2（上：北畠神社周辺、下：霧山城跡）



2 拝殿



5 多藝神社



6 留魂神社



7 手水舎



10 車庫兼倉庫



11 物置



13 忠魂碑



16 神社寄進者芳名碑



19 北島頭能歌碑



20 北島頭家像



23 遺構説明板



26 遺構説明板



35 雪姫亭



36 自動販売機



37 雪姫亭コテージ



38 東屋



47 石碑（霧山城址）



51 案内板

## 第3章 保存・管理

### 第1節 基本的な考え方

#### 1 基本方針

現在史跡指定地内に残る遺構は、中世都市遺跡の中核をなす貴重な城館遺構である。指定地内は、神社境内地あるいは山林を中心とするもので、大規模あるいは急激な開発のおそれは少ないものの、宅地、農地のほか、境内地、山林など様々に利用されており、現状変更を規制する基準の適用により保存管理を行い、居住者あるいは山林所有者との調整を図る。

また、維持管理についても、地域の財産としての認識を高めるため、できるだけ多くの住民参画をめざす。意識して史跡をみることによって、フィードバックして地域全体の多くの目による管理に繋がることが期待できる。

#### 2 保存管理対象範囲

保存管理計画の範囲は、史跡指定範囲とする（第3-1図参照）。面積は268,906.91㎡である。

城下部分については、今後の調査の進捗状況の中で追加指定を検討する。

#### 3 構成要素

史跡を構成する要素は、遺構が確認できる城館跡の本質的な価値を構成する要素と、関連するそれ以外の諸要素に区分できる。また、今後は史跡の周辺環境、景観を含めた一体的な保全の方策も検討する必要がある。

＜遺構が確認できる区域とその内容＞

- ・北畠氏館跡・・・・礎石建物、石垣、出入口
- ・北畠氏館跡庭園・・・・池泉、護岸石組み、築山、立石群
- ・霧山城跡・・・・曲輪、土塁、堀切
- ・北畠氏館詰城跡・・・・曲輪、堀切、竪堀
- ・武者隠し・・・・土塁、窪地

上記の区域を含めて、史跡指定地内は境内地、宅地、道路、田畑、山林に区分され、公有地化された霧山城跡、国名勝として公開されている北畠氏館跡庭園以外は、社地、林地、農地、住宅地、道路、水路などとして利用されている。

#### 4 地区区分

##### (1) 地区の概要

史跡の内容、区域、土地利用の形態等により、以下の3地区に区分する。

館跡地区：北畠氏館跡（神社境内地とその周辺）、民家、水田

山城地区：霧山城跡、北畠氏館跡詰城跡、武者隠しなど

山林地区：遺構の確認されていない山林部分、林道

第3-1表 史跡指定地内地区別概要表

| No. | 地 区  | 範 囲                 | 概 要                                                           |
|-----|------|---------------------|---------------------------------------------------------------|
| 1   | 館跡地区 | 北畠神社、民家、水田など        | 北畠神社の境内地を中心とする史跡の中核をなす。北畠氏館と庭園跡で、発掘調査の結果、遺構が良好に残っていることが確認された。 |
| 2   | 山城地区 | 霧山城跡、北畠氏館詰城跡、武者隠しなど | 標高410m～560mの高所に位置する。山頂の霧山城跡と北畠氏館跡との間に存在する詰城跡、武者隠しなどの遺跡が残る。    |
| 3   | 山林地区 | 上記以外の地区             | 各城館遺構を繋ぐ林道を含む広大な山林で、明確な遺構は確認されていない。                           |

## (2) 地区の特性

上記の3つの地区は歴史、自然、社会などの側面から見た場合、それぞれ異なった複合的要素が存在する。各地区の特性をあげると、以下のようなものが考えられる。

第3-2表 史跡指定地内現況一覧表

| No. | 地 区  | 現 況                                                                                                           |
|-----|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 館跡地区 | 本史跡の中心的位置にある。大半が北畠氏を祀る神社境内地となり、名勝である北畠氏館跡庭園を訪れる人も多く、多気北畠氏城館跡の中で最も著名な地区である。ただし、館跡内でも県道部分と一部民家のある部分は指定地外となっている。 |
| 2   | 山城地区 | 山城地区は、霧山城跡・北畠氏館詰城跡・武者隠しなどの遺跡残り、曲輪、土塁、堀切などが良好に遺存している。特に霧山城跡は、地元住民による除草作業が行われるなど維持管理が行われている。                    |
| 3   | 山林地区 | 山林地区は、多様な草木植物が自生し、周辺ではカモシカの生息も確認されている。また、霧山城跡と北畠氏館跡や比津峠を結ぶ道も地元住民による維持管理が行われている。                               |



## 第2節 保存管理計画

### 1 保存管理の方法

適切な保存管理の方法を地区ごとに示す。

#### (1) 館跡地区

本地区は、北畠氏の築いた北畠氏館跡にあたり、史跡多気北畠氏城館跡の中心となる地区である。発掘調査によって明らかになった建物跡などの遺構は、地下に保存されているため見ることはできないものの、館跡庭園を始めとする往時の形状は、北畠神社の境内地及びその周辺の中に遺されている。遺構の保護を大前提に、歴史的な環境の保全、往時の姿を保存・継承に努めるとともに、生涯学習の場としての活用が望まれる。なお、今後の整備にあたっては、環境との調和をめざすとともに、歴史的・文化的環境に相応しくない、あるいは活用上不要な施設については、長期的視点から撤去・移設を検討するものとする。

○境内地は、現在においても宗教活動が継続的に行われているため、十分に調整を図りつつ、地上に遺され、又は地下に埋蔵されている遺構の適切な保存管理を行う。

○神社に係る建築物や工作物の設置・改修、土地の形質変更、木竹の植栽・伐採にあたっては、必要に応じて事前に発掘調査等を行い、地上及び地下の遺構の保存に努める。

○建築物又は工作物の設置にあたっては、規模・材質・色調等に十分配慮するものとする。

○境内地の樹木は、神社の歴史的な建築物及び工作物と一体となった景観を形成しており、適切な保存管理が必要である。しかし、その保存に悪影響を与えている場合には、適切な対応を行う必要がある。

○境内地における歌碑、忠魂碑などの宗教施設以外のものについては、神社境内地が地域を代表する神社であるがため、半公共的な施設として設置されてきた経緯がある。これらのあり方については、北畠氏館跡の整備・活用に向けて境内地の利用形態を検討する中で、将来的には移設も視野に入れて神社と調整を図りつつ検討する。

○既存の電柱・電線等については、将来的な移設も視野に入れ、関係機関等と調整を行う

○伊勢湾台風の被害後に設置された崩落防止用の擁壁については、本来神社境内地にはないものであり、景観上も好ましくない。将来的には整備活用の中で安全を確保しつつ、景観に配慮した方法を検討する。

○当該地区の南部にある飲食施設などは、来訪者の利便に供する部分も多いことから、現状の維持を前提にこれを認めるが、建築物の増改築及び工作物の設置に伴う土地の形質変更については、原則としてこれを認めない。

○水田・畑地など生業に関わる土地の利用についてはこれを認め、個人住宅などの建築物の増改築及び工作物の設置に伴う土地の形質変更については、必要に応じて事前の発掘調査を行った上で協議する。

## (2) 山城地区

本地区は、霧山城跡、北畠氏館詰城跡などの城郭の残る地区であり、館跡背後の山林の中に展開する。現状でも曲輪・土塁・堀切などの城郭に関係する遺構が見られ、管理された良好な環境の中に遺存している。その立地・風景・歴史を体感する歴史学習としての活用に努めるとともに、自然環境の保全及び来訪者の安全確保を行う。

- 曲輪・土塁・堀切などの城郭を構成する遺構については、形態等の現状を保存するとともに、樹木が繁茂又は枯死して倒れるなど、遺構及び見学者の通行等に悪影響を与えている場合には、伐採・伐根を含めた適切な対応方法について検討する。
- 最高所に位置する霧山城跡については、所有者である津市において定期的な除草や倒木の除去など適切な維持管理を実施するとともに、周囲の山々の眺望の確保及び良好な景観の保存を図る。
- 通行や安全に必要な案内板・道標及び学習に必要な説明板などの工作物については、規模・材質・色彩等について景観との調和に努める。
- 林道に設置された木製階段などは、快適かつ安全に通行するために必要な施設であることから、史跡に相応しい景観を損なうことがないように、規模・材質・色彩等について十分配慮する。

## (3) 山林地区

本地区は城郭遺構の認められない山林であり、良好かつ貴重な環境が残されていて、霧山城跡と北畠氏館跡や比津峠を結ぶ山道がある。館跡地区及び山城地区を支える地区として、また癒しとやすらぎのための道としてその環境維持に努める。

- 史跡の大部分を占める山林は、これまで林業活動により形成されたスギ・ヒノキなどの人工林が広く展開し、伐採・植栽・保育など林業の営みの中で森林景観を形成してきたものであることから、今後とも所有者・林業従事者と活動の調和を図りつつ、森林法・自然公園法などの関係法令に基づき適切な管理を行うこととする。
- 大気汚染もない極めて良好な環境下にあることもあり、森林セラピー基地に認定されていることから、癒しとやすらぎのための道としての活用も考えられていることを考慮して、歩きやすさも視野に入れた保存管理を行う。
- 林道沿いの樹木が繁茂又は枯死して倒れるなど、見学者の通行等に悪影響を与えている場合には、伐採・伐根を含めた適切な対応方法について検討する。
- 林道に設置された木製階段などは、快適かつ安全に通行するために必要な施設であることから、史跡に相応しい景観を損なうことがないように、規模・材質・色彩等について十分配慮する。
- 林道は稜線や山腹斜面に開かれているため、大雨や台風等による路面の流出、倒木による通行を妨げる事態の発生も考えられることから、日常的な維持管理を適切に行い、き損又は衰亡している場合には復旧を適切に進める。

## 2 保存管理基準

土地をなす史跡の指定地における現状変更及び保存に影響を及ぼす行為（以下、「現状変更等」という。）については、「文化財保護法第125条第1項」（添付資料1-1）及び「文化財保護法施行令第5条第4項第1号」（添付資料1-2）に基づき、現状変更等の行為に関する適正な対応を行うこととする。

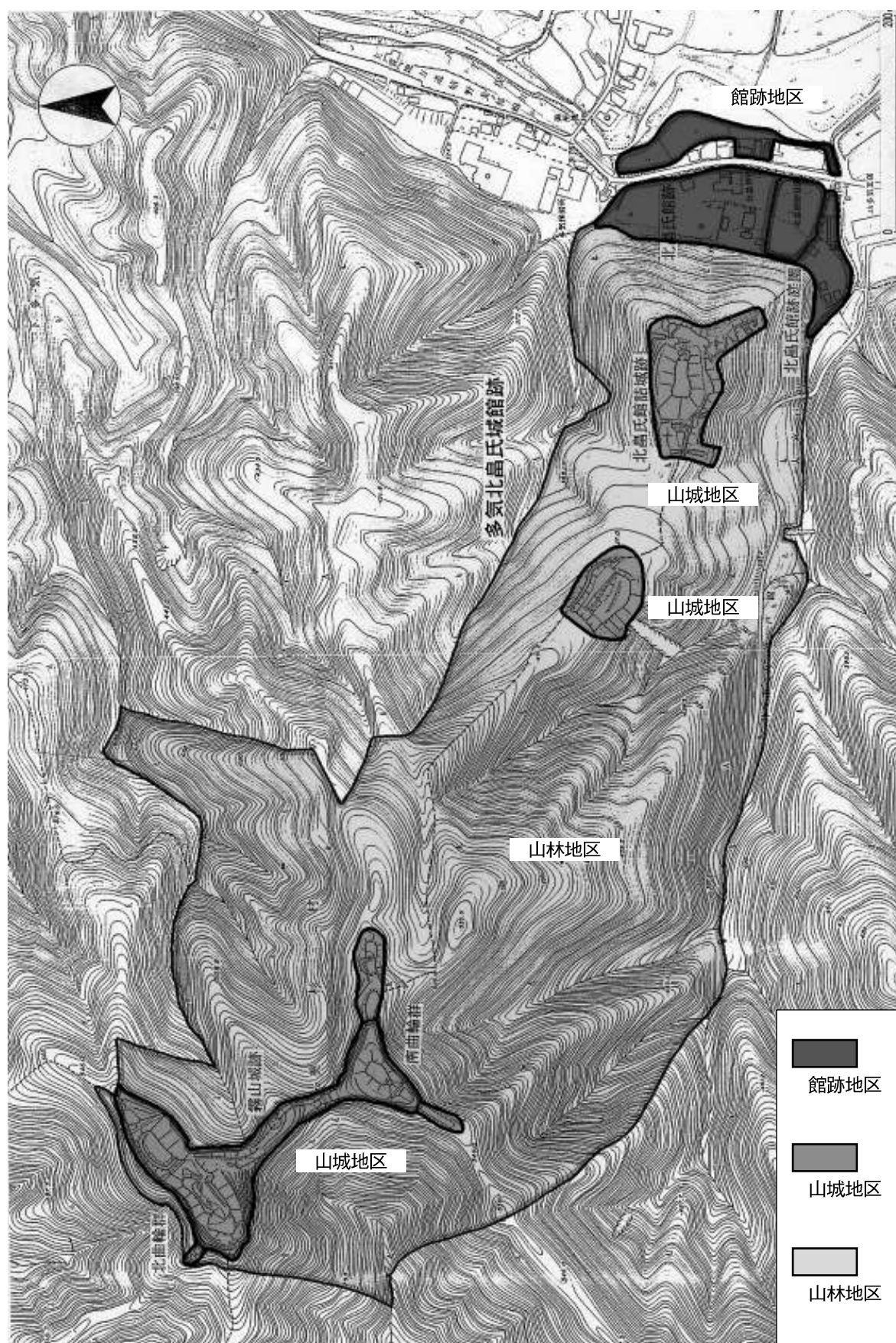
多気北畠氏城館跡の保存管理基準は第3-1図及び第3-3表とし、その詳細については第3-4表のとおりとする。

第3-3表 保存管理基準表1

| 区 分         |           | 館跡地区                                                                                                                         | 山城地区                                                                                         | 山林地区                                                                    |
|-------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 概 要         |           | 北畠氏館跡等の遺跡が存在する地域                                                                                                             | 城郭等の遺跡が存在する地域                                                                                | 明確な遺構が認められない地域                                                          |
| 現 況         |           | 神社境内地、宅地、道路                                                                                                                  | 山林                                                                                           | 山林                                                                      |
| 主 な 遺 構     |           | 礎石建物、石垣、出入口、(埋め戻して地下に保存)                                                                                                     | 曲輪、土塁、堀切                                                                                     | 特になし                                                                    |
| 許 可 申 請     |           | 市教育委員会に連絡後、現状変更許可申請書を作成して法令に基づいて行う。                                                                                          |                                                                                              |                                                                         |
| 現 状 変 更 区 分 | 建物の新築     | 原則として認めない。但し、神社の宗教行為の一環として行われるもので、構成要素の保存と活用に影響を与えないもの、個人の生活を維持する上で必要なもの、史跡の保存・管理に必要なものなど、公益上必要と認められるもの、計画的に実施する整備については許可する。 | 原則として認めない。但し、構成要素の保存と活用に影響を与えないもの、利用者等の安全を確保するためのもの、史跡の保存・管理に必要なものなど、公益上必要と認められるものについては許可する。 | 原則として認めない。但し、利用者等の安全を確保するためのもの、史跡の保存・管理に必要なものなど、公益上必要と認められるものについては許可する。 |
|             | 建物の改築     |                                                                                                                              |                                                                                              |                                                                         |
|             | 工作物の設置    |                                                                                                                              |                                                                                              |                                                                         |
|             | 地形の変更     | 原則として認めない。但し、防災上の観点から必要と認められるもの、人命・財産の安全に係わるものについては、認める。                                                                     |                                                                                              |                                                                         |
|             | 山林伐採・植栽   | 伐採は伐根なしを前提に認める。但し、発掘調査に伴うものは除く。                                                                                              | 遺構の保存を前提に認める。但し、発掘調査に伴うものは除く。                                                                | 山林の保全や生産活動上必要なものは、遺構の保存を前提に認める。                                         |
|             | 史跡整備・発掘調査 | 計画的に実施する整備・発掘調査については、認める。                                                                                                    |                                                                                              |                                                                         |
| 公 有 地 化     |           | 必要に応じて、公有地化を図る。                                                                                                              |                                                                                              |                                                                         |
| 景観の保全       |           | 史跡と調和した景観に配慮する。                                                                                                              |                                                                                              |                                                                         |

第3-4表 保存管理基準表2

| 種 別     | 詳 細 内 容                                                                                                                              |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 神社建物    | 社殿、庫裡等が所在する神社境内地における部分改築、増築、簡易な建物は、原則として事前に発掘調査を行った上で遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。                                                           |
| 宅地      | 建造物の新築は、原則として認めない。部分改築・増築、簡易な建物については、原則として事前の発掘調査を行った上で遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。                                                         |
| 山林      | 樹木の伐採は、原則として認める。但し館跡地区については、伐根なしを前提とする。この内樹木の枝払いなど日常的な管理のための行為は、許可申請を要しない。                                                           |
| 畑地・水田   | 畑池や水田の耕作等の生業に関わる行為は、遺構の保存に影響を及ぼさない範囲において、許可申請を要しない。                                                                                  |
| 道路      | 道路・林道の新設は、原則として認めない。<br>但し、部分改修、見学者等の利便に供する木製階段・柵などの施設については、遺構に影響を及ぼさない範囲で認める。                                                       |
| 水路      | 規模の大きな水路の新設は、原則として認めない。<br>部分改修等は、原則として、遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。                                                                        |
| 工作物     | 石碑等の工作物の新設は、原則として認めない。<br>但し、史跡の本質的価値と深い関係を有するものについては、史跡の枢要な部分を避け規模・色調等にも配慮した上で、遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。                                |
| 上下水道    | 地下に埋設する上水管・下水管の新設、部分改修等は、遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。                                                                                       |
| 砂防工事    | 砂防ダム等工事は当面予定されていないものの、中長期的展望の中で必要なものは協議する。部分改修・簡易な改修、若しくは防災上の観点から必要なものについては、原則として事前の発掘調査を行った上で認める。                                   |
| 災害復旧    | 非常災害のために必要な応急措置（仮設工事）を執る場合、復旧届の提出により対応することができる。それ以外の場合、特に恒久的工事については、現状変更の協議を上った上で遺構の保存に影響を及ぼさない範囲で認める。                               |
| 上記以外の事項 | 遺構を保存した上で行う史跡整備工事に伴うもの、学術上必要又は遺構の有無を確認するための発掘調査は認める。遺構に影響を及ぼす範囲については、原則として事前の発掘調査を行った上で協議する。日常的な管理のための行為及び日常生活に必要なものについては、遺構保存を尊重する。 |



第3-1図 保存管理地区区分図

### 3 指定地内の学術調査

史跡指定地内については、整備計画策定にあたり遺構確認等を実施する場合など、北畠神社境内の調査の条件となっている崩落土の除去と合わせて、必要な場合に調査を行う。

### 4 指定地隣接地の課題

北畠氏館跡の中段にあたる県道美杉嬉野線及びその隣接地については、公図の上で道路用地との分筆がなされていない地籍混乱の状態であるため、申請地から除外した経緯がある。地元からの拡幅要望があるが、多気全体の文化的景観の保護等を検討する中で道路計画の見直しも視野に入れる必要がある。今後は測量等により県道との境界を確定させ、県道隣接部分（民地）の確認を進めるなど追加指定に向けた必要な手続きを行う。

霧山城跡北曲輪の東隣接地については、津市所有の水路及び道路（旧赤道）の境界が不明瞭で、新たに境界設置が必要となるため、申請地から除外した経緯がある。今後は測量等により境界を確定させるなど追加指定に向けた必要な手続きを行う。

また、今後整備活用を行う上で基本的な作業として境界の明示が必要であり、指定地内外を区分する境界杭を設置する。

## 第4章 整備・活用

### 第1節 基本的な考え方

現在の生業・生活との調和を図るとともに、多気北畠氏城館跡を中心とする多気地域に良好な形で残る歴史資源や豊かな自然環境を後世に継承することによって、多気地域の住み良い地域づくりや暮らしを豊かにすることに貢献することを基本とする。また、多気に点在する豊富な歴史資源や自然や文化的景観などを有機的に結びつけて、史跡指定地だけでなく多気全体の魅力が増し、誇れる郷土となるよう活用を図る。

なお、平成20年3月に策定された「津市総合計画」の前期計画では重点プログラムの一つとして位置づけられており、その内容は以下のとおりである。

#### 多気北畠氏城館跡周辺地区の保全と活用

- 多気北畠氏城館跡の価値とその構成要素を明確化し、適切な保存管理を行っていくため、保存管理計画を策定するとともに、歴史的価値の保存・活用を図ります。

### 第2節 基本構想

#### 1 地区区分

多気北畠氏城館跡は、約27haに及ぶ広大な史跡であり、遺構の残存状況、土地の利用形態は多岐にわたる。現段階の基本的構成、立地などから、第3章 保存・管理で示した史跡範囲内の3地区を中心としてこれに指定地以外も含めて、それぞれに対応した指針を策定する。

#### 2 整備方針

地区の特性を踏まえ、現段階での全体計画の基本概念を示す。なお、基本概念は、今後の調査や計画の進展により必要に応じて見直しを行うものとする。

##### (1) 史跡指定地内

史跡指定地内は、北畠神社を中心とする館跡地区、霧山城跡や北畠氏館詰城跡などを中心とする山城地区、その他に顕著な遺構の見られない山林地区の3地区に区分する。

この中で名勝北畠氏館跡庭園を含む北畠神社は史跡のシンボリック存在であり、神社境内地を活用した整備を行う。

第4-1表 整備概念一覧表

| No. | 地区名  | 概 念                                                                                                                              |
|-----|------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1   | 館跡地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>発掘調査成果による遺構の表示</li> <li>北畠氏館跡庭園の修景</li> <li>良好な景観の保全、育成</li> <li>イベント、交流の空間の創出</li> </ul> |
| 2   | 山城地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>現況の修景（剪定等による遺構の明確化）</li> <li>遺構の表示（現状で確認できる遺構の明示）</li> <li>自然環境の保全（貴重な動植物の保護）</li> </ul>  |
| 3   | 山林地区 | <ul style="list-style-type: none"> <li>見学路の安全確保（木製階段・柵の設置）</li> <li>案内板、誘導板、注意板などの整備</li> <li>自然環境の保全（貴重な動植物の保護）</li> </ul>      |

## (2) 史跡指定地外

史跡指定地以外の地区として、広大な面積を有する城下地区と伊勢本街道を中心とする街道地区に区分する。この2つの地区は歴史、自然、社会などの側面から見た場合、それぞれ異なった複合的要素が存在する。各地区の特性をあげると以下のようなものが考えられる。

### ① 地区の概要

#### 城下地区

盆地のほぼ全体に展開する多気北畠氏遺跡とほぼ重なる地域であり、寺院跡が点在し、武家屋敷や町屋が想定されている。現状は農村集落と生産活動の中心である耕作地がほとんどを占める。近年、道路工事などに伴う発掘調査、六田館跡や上多気六田地区の学術調査により石列・掘立柱建物などの遺構が確認され、徐々に解明されつつある。

#### 街道地区

伊勢本街道及びその周辺。城下の南部を東西に伊勢本街道が通り、飼坂峠の麓を中心に宿場町（多気宿）を構成していた。現在の集落にも伝統的な町屋建築が見られ、街道の雰囲気を残す。また、街道の原形は、北畠氏にとって伊勢方面・大和方面への経済上、軍事上重要なルートであったと考えられている。

### ② 整備方針

各地区の特性、現況及び歴史的経過を踏まえて整備概念を示すと、第4-2表のようになる。



第4-2表 整備概念一覧表

| 地 区 名 | 概 念                                                                                                                                                        |
|-------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 城下地区  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・遺構の明示・説明板の設置（現状で確認できる石垣、堀など）</li> <li>・周遊路の設定</li> <li>・案内板・注意板・方向表示板などの設置</li> <li>・インフォメーションセンター機能の整備</li> </ul> |
| 街道地区  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・案内板・注意板・方向表示板などの設置</li> <li>・文化財説明板の整備（常夜燈、建造物）</li> </ul>                                                         |

### 第3節 調査・研究計画

#### 1 測量調査

霧山城跡・北畠氏館跡詰城跡などの遺構については、城郭研究者によって縄張り図に基づく研究が行われているが、調査研究の基礎となる正確な測量を行う必要がある。

#### 2 資料調査

多気地内の地籍図調査は完了して、報告書としてまとめられている。今後は文献史料、絵図面の集成・調査・研究を継続して行い、報告書として刊行する。

#### 3 発掘調査

平成8年から実施している学術調査を今後継続して行い、遺構の実態解明を図る。

### 第4節 整備・活用計画

#### 1 遺構整備

館跡地区については、中心的存在である北畠神社と共存を目指し、境内の活用を図りつつ整備・活用計画を進めていく必要がある。発掘調査によって確認された遺構は全て埋め戻されているため、現在、城下地区で進めている発掘調査成果を含め、説明板等で解説し空間的位置を認識でき全体像を具体的にイメージできるよう工夫する。

山城地区は、土塁や堀などが良好に遺存し、現状では大きな修復を必要とする箇所はなく、経常的に草刈など維持管理がなされていることから、正しい歴史を教える学習、ふれあいの場としての整備活用を図るとともに、眺望を確保しつつ、また自然を体感できる場としての活用を図る。

## 2 環境整備

指定地内の動線としては、北畠氏館跡と霧山城跡及び比津峠を結ぶ林道がある。霧山城跡への館跡側からの林道は急峻な部分があり、距離も約1.1kmと長い。景観に配慮しつつ適宜誘導案内板を置き、散策しやすい林道の整備を行う。

案内表示等については、史跡指定地内だけでなく、伊勢本街道を含む周辺地域にも景観等も考慮した統一的なデザインでサインスタンド、説明板を製作設置する。

館跡中央部に残る崩落土の除去については、石碑などの移設も含め、境内内での空間地の確保と旧景の復元を目的に史跡整備の中で発掘調査を前提に行う。

北畠氏館庭園は平成12～13年に整備をおこなっているところであるが、池泉に漏水が認められ、原因の究明と定期的な浚渫や、樹木の成長が景観に影響を与えている部分もあり、根本的環境整備を図る必要がある。

また、美杉地域が森林セラピー基地<sup>3</sup>認定を受けたことから、癒しとやすらぎにも寄与できる場として関係部局と連携して活用を進める。

## 3 施設整備

多気を観光あるいは学習目的で訪れる来訪者に多気北畠氏遺跡を分かりやすく説明し、学習の助けとなる展示・管理が行える施設が必要である。

現在、多気地内には北畠氏遺跡関係の資料をはじめとする美杉地域の歴史・文化に関する資料が展示されている美杉ふるさと資料館があり、美し郷霧山施設管理運営協議会を指定管理者として管理業務委託している。

美杉ふるさと資料館は、多気北畠氏館跡から南に約200mとほど近いことから、ここに多気北畠氏遺跡をはじめ街道などに関するインフォメーションセンター機能を持たせるとともに、将来的には学習機能の拠点、多気北畠氏遺跡の総合案内を目的にしたガイダンス施設をめざす。

また、国道368号線沿いの「道の駅美杉」は美杉地域の地域振興を目的とした施設であり、連携して観光・普及活動などを進める。

## 4 普及・公開

### (1) 展示会などの開催

史跡に近接する美杉ふるさと資料館において、常設展示における展示資料および解説等の充実を図り、企画展あるいは速報展として資料の公開・普及に努める。また、史跡を利用した見学会等の開催、学術調査の成果について現地説明会や報告会において普及・公開に務める。史跡を含む多気地域の文化財や散策路を紹介する冊子を作成し、観光振興部局及び美杉総合支所と連携してPRに努める。

<sup>3</sup>霧山コースなど津市美杉町内の8コースが森林セラピー実行委員会から認定。癒しとやすらぎを感じ、健康で元気な生活が送れるよう、大自然を堪能しながらの健康づくりが期待される。

(2) 生涯学習活動の受け入れ

一般見学者だけでなく、公民館講座を始めとする各種の生涯学習活動に対して、見学コースを提示し、普及につながる活動を積極的に受け入れる。

ただし、受け入れにあたり地元住民の生活を十分配慮する必要があり、通行可能な道路の設定やボランティアガイドによる誘導など案内方法を検討する必要がある。

(3) 学校教育活動としての活用

歴史教育の一環だけでなく、自然環境学習などにも活用できるよう、県内外を問わず広く学校教育との積極的な連携を図る。

(4) 地域住民参加型活用

神社境内地については、神社関係者によるボランティアガイドがなされており、また、地域にはボランティアガイド美杉語り部の会も組織されている。これらをより充実したものとするとともに、住民が主体となり史跡の価値を次世代に引き継いでいけるように、これらの活動に対して支援を行う。

## 第5章 今後の方針と課題

### 第1節 多気北畠氏遺跡の中長期調査計画

#### 1 基本方針

多気北畠氏遺跡を大きく5箇所（A～E）に区分し、中期（5～10年ごと）の調査を順次進める。史跡の追加指定をめざすとともに、調査と平行して保存管理計画、基本整備構想の策定を行う。

エリアA：多気北畠氏遺跡の中核エリア

A-1 既指定地 史跡多気北畠氏城館跡

A-2 上多気六田地区（六田館跡と城下の解明）

エリアB：土井沖地区周辺（北畠氏館跡前期の遺構、伊勢本街道）

エリアC：小田地区南部（上村）から世古地区（北畠氏館跡後期の遺構）

エリアD：松月周辺（寺院跡が集中）

エリアE：小田地区中北部（下之世古）（屋敷地と想定される地割り）

#### 2 計画調査

平成8年度から平成17年度に実施した北畠氏館跡の学術調査により多気北畠氏城館跡が史跡指定された（第5-1図 エリアA-1）。これを受けて、平成18年度からは上多気六田地区の調査を開始した。これは史跡指定地の東に位置する六田館跡とその周辺の城下の解明、東西南北の幹線地割の様相及び形成時期の確認を目的とするもので、これを第1期調査（平成18年度～平成22年度）とする。

次に、第2期調査（平成23年度～27年度）として、上多気六田地区の中でもその縁辺部について調査を行い実態を明らかにする。その後、第1期調査と第2期調査の結果を踏まえて第3期の調査対象・目的などの方針を検討する。

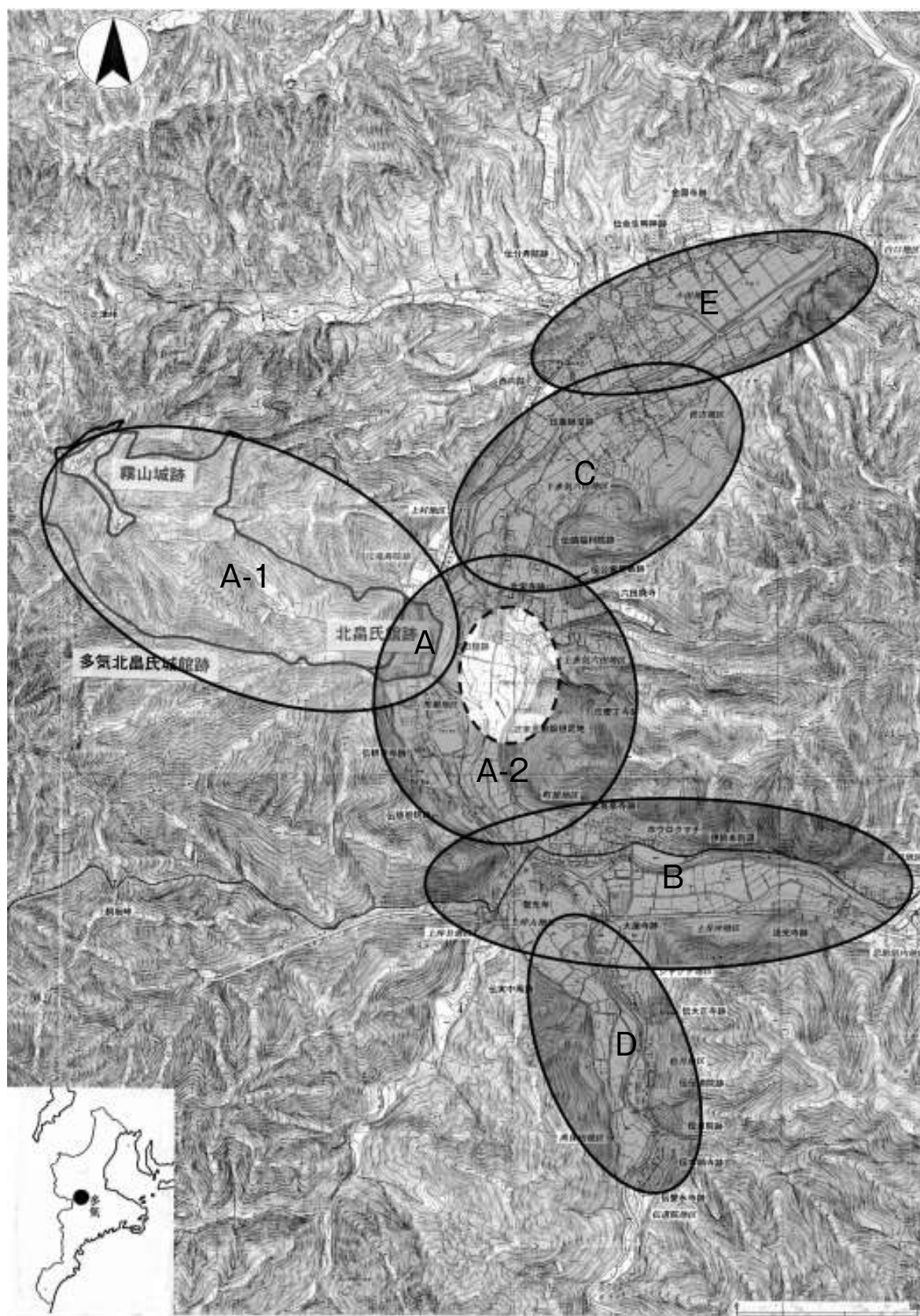
#### 3 追加指定

大規模な堀の存在が明らかになった六田館跡を中心として、今後の計画的調査によって明らかになる幹線地割周辺の城下の実態と合わせて、北畠氏館跡の対岸に位置する上多気六田地区の史跡追加指定をめざす。（第5-1図 エリアA-2）

### 第2節 史跡指定地範囲外の保護

#### 1 多気北畠氏遺跡

多気北畠氏遺跡は、広大な遺跡範囲であるとともに地域住民の住空間・生活空間と重複するためか、周知の遺跡であるという認識は比較的希薄であるため、現地説明会など機会を捉えて周知していく必要がある。



第5-1図 多気北畠氏遺跡調査計画エリア図

## 2 伊勢本街道と町並み

伊勢本街道のルートは、中世北畠氏の時代にも伊勢・大和間を結ぶ交通路として重要であり、現在でも伝統的な町屋建築、養蚕場、近代公共建築物などが残る。多気北畠氏城館跡とこれらの歴史的資源とが連携し、活用を図るイベントや講座等の開催に務める。

## 3 歴史的景観（文化的景観）の保全

石垣に護られた水田、山裾に点在する集落とその背後の森林からなる景観は、長年の歴史的風土や生業により形成されたものであり、平野部を取り囲む山地部についても各峠とそれに繋がる道路遺構等を包含することから、これらを城下の背景として位置づける。これら景観の重要性について充分認識を深め、関係機関と協議を行い、その保全に努める。

## 4 開発事業との調整

多気北畠氏遺跡は、最近の発掘調査によって室町時代の遺構が良好な状態で確認されており、また北畠氏が配した地割りが今も残るように、当時の景観が大きな改変を受けず現在までに引き継がれている点で極めて貴重である。

文化財保護の観点からは、今後、国史跡の追加指定をめざす地域でもあることから、道路・農業関連等の開発事業については、関係機関と緊密な情報交換や連絡会議等を開催し、開発と保存との調整が円滑に図られるよう努める必要がある。



## 添付資料 1 史跡保存管理関連法規

### 1 文化財保護法

#### 第 7 章 史跡名勝天然記念物

(第109条～第112条 省略)

(管理団体による管理及び復旧)

第113条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第119条第2項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保有のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。

3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

4 第1項の規定による指定には、第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

第114条 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

2 前項の規定による解除には、前条第3項並びに第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

第115条 第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第12章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があったときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かななければならない。

4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第116条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすることを妨げるものではない。

3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第117条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常



生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。

3 前項の規定による補償額については、第41条第3項の規定を準用する。

4 前項で準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第118条 管理団体が行う管理には、第30条、第31条第1項及び第33条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第56条第3項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第119条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第12章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第31条第3項の規定を準用する。

第120条 所有者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条、第33条並びに第115条第1項及び第2項（同条第2項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第56条第1項の規定を、管理責任者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条第3項、第33条、第47条第4項及び第115条第2項の規定を準用する。

（管理に関する命令又は勧告）

第121条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保有施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第36条第2項及び第3項の規定を準用する。

（復旧に関する命令又は勧告）

第122条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前2項の場合には、第37条第3項及び第4項の規定を準用する。

（文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行）

第123条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

一 管理団体、所有者又は管理責任者が前2条の規定による命令に従わないとき。

二 特別史跡名勝天然記念物がき損し若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないと認められるとき。

2 前項の場合には、第38条第2項及び第39条から第41条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第124条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第118条及び第120条で準用する第35条第1項の規定により補助金を交付し、又は第121条第2項で準用する第36条第2項、第122条第3項で準用する第37条第3項若しくは前条第2項で準用する第40条第1項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第42条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第125条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第1項の規定による許可を与える場合には、第43条第3項の規定を、第1項の規定による許可を受けた者には、同条第4項の規定を準用する。

4 第1項の規定による処分には、第111条第1項の規定を準用する。

5 第1項の許可を受けることができなかったことにより、又は第3項で準用する第43条第3項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

6 前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

7 第1項の規定による許可を受けず、又は第3項で準用する第43条第3項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保有に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第126条 前条第1項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官（第184条第1項の規定により前条第1項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

第127条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の30日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第125条第1項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第128条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物の保有のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第1項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第125条第7項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第129条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保有のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第35条第2項及び第3項並びに第42条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第130条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第131条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 一 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
- 二 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
- 三 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
- 四 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。

- 2 前項の規定による調査又は指定によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第1項の規定により立ち入り、調査する場合には、第55条第2項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(中略)

第168条 次に掲げる場合には、関係各省各庁の長は、あらかじめ、文部科学大臣を通じ文化庁長官の同意を求めなければならない。

- 一 重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするとき。
- 二 所管に属する重要文化財又は重要有形民俗文化財を輸出しようとするとき。
- 三 所管に属する重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物の貸付、交換、売払、譲与その他の処分をしようとするとき。

- 2 各省各庁の長以外の国の機関が、重要文化財又は史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、あらかじめ、文化庁長官の同意を求めなければならない。
- 3 第1項第1号及び前項の場合には、第43条第1項ただし書及び同条第2項並びに第125条第1項ただし書及び同条第2項の規定を準用する。
- 4 文化庁長官は、第1項第1号又は第2項に規定する措置につき同意を与える場合においては、その条

件としてその措置に関し必要な勧告をすることができる。

- 5 関係各省各庁の長その他の国の機関は、前項の規定による文化庁長官の勧告を十分に尊重しなければならない

## 2 文化財保護法施行令

(都道府県又は市の教育委員会が処理する事務)

### 第5条

1～3 (省略)

- 4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会（第一号イからトまで及びりに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号ヌに規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で3月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修

ヘ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト～リ (省略)

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

### 3 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則

(許可の申請)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第125条第1項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第184条第1項第2号及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）、名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 九 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 十 現状変更等の内容及び実施の方法
- 十一 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくはき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響に関する事項
- 十二 現状変更等の着手及び終了の予定時期
- 十三 現状変更等に係る地域の地番
- 十四 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十五 その他参考となるべき事項

#### 2 (省 略)

(許可申請書の添附書類等)

第2条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。

- 一 現状変更等の設計仕様書及び設計図
- 二 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
- 三 現状変更等に係る地域のキヤビネ型写真
- 四 現状変更等を必要とする理由を証するに足る資料があるときは、その資料
- 五 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
- 六 許可申請者が権原に基く占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
- 七 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
- 八 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書

九 前条第二項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書

2 (省略)

(終了の報告)

第3条 法第125条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第184条第1項第2号及び令第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

2 (省略)

(維持の措置の範囲)

第4条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

(以下略)

#### 4 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則

(復旧の届出)

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第127条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 一 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 二 指定年月日
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 四 所有者の氏名又は名称及び住所
- 五 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 六 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 七 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 八 復旧を必要とする理由
- 九 復旧の内容及び方法
- 十 復旧の着手及び終了の予定時期
- 十一 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 十二 その他参考となるべき事項

2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。

一 設計仕様書

二 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面

三 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基く占有者の意見書  
(届出書及びその添附書類等の記載事項等の変更)

第2条 前条第1項の届出の書面又は同条第2項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

(終了の報告)

第3条 法第127条第1項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

(復旧の届出を要しない場合)

第4条 法第127条第1項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第118条又は第120条で準用する法第35条第1項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。

二 法第122条第1項又は第2項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。

三 法第125条第1項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知)

第5条 法第167条第1項第5号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第1条から第3条までの規定を準用する。

2 法第167条第1項第5号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を得て復旧を行うとき。

二 法第169条第1項第2号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

## 5 文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準について

(平成12年4月28日 庁保記第226号 文化庁次長通知 都道府県教育長あて)

### 共通事項

(1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

(2) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

① 史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合

② 史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合

- ③ 史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく減じると認められる場合
- ④ 地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合
- (3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第125条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第125条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。
  - ① 当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。
  - ② 当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。
  - ③ 重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。
  - ④ 当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。
  - ⑤ 当該現状変更等の許可申請書又は添附した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。
  - ⑥ 当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

#### 個別事項

##### 1 令第5条第4項第1号イ関係

- (1) 「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。
- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
  - ① 新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合
  - ② 改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から3ヶ月を超える場合
  - ③ 新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合
- (3) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- (4) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

##### 2 令第5条第4項第1号ロ関係

- (1) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (2) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)



3 令第5条第4項第1号ハ関係

- (1) 「工作物」には、次のものを含む。
  - ① 小規模建築物に附随する門、生け垣又は堀
  - ② 既設の道路に設置される電柱、道路標識、信号機又はガードレール
  - ③ 小規模な観測・測定機器
  - ④ 木道
- (2) 「道路」には、道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となつてその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3) 「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4) 「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5) 道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡張、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6) 工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第125条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。 )。

4 令第5条第4項第1号ニ関係

- (1) 「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第115条第1項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (2) 設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要な最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3) 標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和29年文化財保護委員会規則第7号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

5 令第5条第4項第1号ホ関係

- (1) 「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2) 改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

6 令第5条第4項第1号ヘ関係

- (1) 「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2) 「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及ぶ危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3) 木竹の伐採が、法第125条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

7 (以下略)

## 添付資料 2 現状変更等許可関係書

## 現状変更許可申請書

(記 号 番 号)

平成 年 月 日

文化庁長官 様

申請者 住 所

氏 名

印

史跡多気北畠城館跡の現状変更について（申請）

このことについて、文化財保護法第125条第1項により別添のとおり許可申請書を提出いたしますので、許可をお願いします。

事務担当 所 属

担 当 者

電話番号

.....  
現 状 変 更 許 可 申 請 書

## 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称

史跡 多気北畠氏城館跡

## 2 指定年月日

平成18年7月28日

## 3 史跡の所在地

三重県津市津市美杉町

## 4 所有者の氏名又は名称及び住所

## 5 権限に基づく占有者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

## 6 管理団体がある場合は、その氏名又は名称及び住所

津市

津市西丸之内23番1号

## 7 許可申請者の住所及び氏名又は代表者の氏名並びに事務所の所在地

## 8 現状変更を必要とする理由

## 9 現状変更の内容及び実施の方法

## 10 変更等により生ずる物件の滅失若しくは棄損又は景観の変化、その他の現状変更等史跡への影響に関する事項

## 11 現状変更の着手及び終了の予定時期

## 12 現状変更にかかる地域の地番

## 13 現状変更等に係る工事、その他行為の施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地

## 14 その他参考となる事項

添付資料

## 現状変更完了報告書

(記 号 番 号)

平成 年 月 日

文化庁長官 様

住 所

氏 名

印

史跡多気北畠城館跡の現状変更の完了について（報告）

平成 年 月 日付け（許可文書番号）で許可を受けた標記の件について、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則第3条の規定により、別添のとおり報告いたします。

事務担当 所 属

担 当 者

電話番号

.....  
現 状 変 更 完 了 報 告 書

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称  
史跡 多気北畠氏城館跡
- 2 指定年月日  
平成18年7月28日
- 3 現状変更等に係る地域の地番  
三重県津市美杉町
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 現状変更等の内容及び実施の方法
- 6 工事施工者の住所、氏名又は事務所の所在地・代表者氏名
- 7 現状変更等の着手及び完了年月日
- 8 その他参考となる事項

添付資料

---

## 史跡多氣北畠氏城館跡保存管理計画

編集発行 津市教育委員会  
発行日 平成21年3月  
印刷 (株)一誠堂

---